

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
広島県	2,750,540人	8,478.2km2	324.4人/km2	822,599人	333,612人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：運輸事業振興対策事業	②：生活交通確保対策費 （生活バス路線維持対策費） ②：市町生活交通支援事業	③：生活交通確保対策費 （航路維持対策費）	④：生活交通確保対策費 （井原線運行対策費）	⑤：交通バリアフリー推進事業
予算額【千円】	52,126千円	604,428千円	252,717千円	33,219千円	43,334千円
財源内訳【千円】	国庫支出：61,475千円 県債：16,900千円 基金繰入金：700,000千円 一般財源：368,468千円				
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
広島県	2,750,540人	8,478.2km2	324.4人/km2	822,599人	333,612人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：公共交通ネットワーク推進事業費（鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業） ⑥：広島型MaaS推進事業				
予算額【千円】	161,019千円				
財源内訳【千円】	国庫支出：61,475千円 県債：16,900千円 基金繰入金：700,000千円 一般財源：368,468千円				
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
広島県	①：運輸事業振興対策事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												（社）広島県バス協会

補助の目的
バスの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等の観点を踏まえつつ、バス事業者における輸送サービス改善、安全運行の確保や環境対策の実現を図る。

補助の要件
（公社）広島県バス協会が行う輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運転の推進等の各種事業に対して助成する

補助の内容
<対象経費>
①軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者が行うの輸送の安全の確保に関する事業 ②特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 ③特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 ④特定運輸事業の適正化に関する事業 ⑤特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 ⑥特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業 ⑦特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。） ⑧全国を単位とする一般社団法人であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。）

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
定められた期間に様式にて必要事項を記載しメールで申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和6年5月 交付申請 令和6年6月 交付決定 令和7年4月 実績報告、額の確定 令和7年5月 支払い（予定）

補助事業の活用実績
令和5年交付決定額 40,262,076円 ・交通事故防止対策事業 ・サービス向上対策事業 ・バス停留所上屋の整備 ・バス停留所標識の整備 ・助成事業 ※内訳金額非公開

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：地域政策局 公共交通政策課 電話：082-513-2579
------	-------------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
広島県	②：生活交通確保対策費（生活バス路線維持対策費）②：市町生活交通支援事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
		●	●	●								

補助の目的
・地域の幹線的な事業者バス路線を重点的に維持し、広域的な生活交通の将来にわたる安定的な確保を図る。 ・日常生活を支える市町等運行路線の地域の実情に応じた再編を促進し、身近な生活交通の将来にわたる安定的な確保を図る。

補助の要件
【広島県地域間幹線系統確保維持費補助金】 ①次の条件全てをみtas路線 ・H13.3.31現在の複数市町を走行する路線 ・輸送量15～150人/日以上 ・運行回数3回/日以上 ②再編実施計画※に基づく系統（計画期間内（最大2年間）に限る。） ・輸送量3～150人/日以上 ・運行回数3回/日以上 【広島県車両減価償却費等補助金】 主として地域間幹線系統を運行するものであること 【広島県広域生活交通路線確保維持費補助金】 ①次の条件全てをみtas路線 ・H13.3.31現在の複数市町を走行する路線 ・輸送量5～150人/日以上 ・平日平均運行回数 1 回以上 ②全過疎地域を運行する路線で、次の条件をみtas路線 ・H13.3.31現在の複数市町を走行する路線 ・輸送量2.5～150人/日以上 【市町等運行路線再編促進費補助金】 ①市町が事業主体の運行路線又は次のものが事業主体で市町が運行補助を行うもの ・地域公共交通会議等 ・特定非営利活動法人 ・町内会その他、地域住民の集合体 ②収益率が15%以上であること（デマンドを除く） ③系統について経常赤字が見込まれるもの ④国庫補助、広島県広域補助の対象となっていないこと 【広島県乗合バス事業者路線再編調査補助金】 （1） 次のア又はイを目的とすること ア 国補助金交付要綱に基づく地域間幹線系統若しくは地域内フィーダー系統又は広域生活交通路線への再編を目標とするもの イ 地域公共交通活性化再生法第 5 条第 1 項に掲げる地域公共交通計画に基づく再編を目的とするもの （2） 再編計画に基づいた運行を実施した場合は、運行開始後、継続して利用状況のデータを把握・分析し、再編の効果を検証するもの

補助の内容
<対象経費> 【広島県地域間幹線系統確保維持費補助金】 補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額（欠損額） 【広島県車両減価償却費等補助金】 新車で購入されるノンステップバス、ワンステップバス及び小型車両の減価償却費及び金融費用 【広島県広域生活交通路線確保維持費補助金】 補助対象経常費用と経常収益の差額（欠損額） 【市町等運行路線再編促進費補助金】 ・経常収益率が15%以上の路線（デマンド交通を除く） ・全過疎市町：1/3、一部過疎市町：1/4、非過疎市町：1/6 ・年間実車走行キロ×補助単価×補助率 補助単価：デマンド150円、マイモビリティ100円、その他50円 【広島県乗合バス事業者路線再編調査補助金】 補助対象経費の額は、乗合バス事業者路線の再編に係る計画の策定に要する経費の合計額とし、次の各号に掲げるものとする（土地の取得に要する費用を除く。）。 （1） 協議会開催等の事務費 （2） 地域のデータの収集・分析の費用 （3） 住民・利用者アンケートの実施費用 （4） 専門家の招へい費用 （5） モビリティ・マネジメントの実施等、地域住民への啓発事業の費用 （6） 短期間の実証調査のための費用 （7） その他、知事が乗合バス事業者路線の再編のために必要であると認める費用

【個票②】

自治体名	事業名称
広島県	②：生活交通確保対策費（生活バス路線維持対策費）②：市町生活交通支援事業

<補助率・上限額>
【広島県地域間幹線系統確保維持費補助金】 1/2 【広島県車両減価償却費等補助金】 1/2 【広島県広域生活交通路線確保維持費補助金】 1/2 【市町等運行路線再編促進費補助金】交付決定額は市町負担額を上限とする 【広島県乗合バス事業者路線再編調査補助金】1/2（上限1,000千円）
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
【広島県地域間幹線系統確保維持費補助金】 【広島県車両減価償却費等補助金】 広島県地域公共交通協議会において、地域間幹線系統確保維持計画に位置づけた系統について、補助対象期間終了後に様式に必要事項を記載しメールで申請 【広島県広域生活交通路線確保維持費補助金】 補助対象期間終了後に様式に必要事項を記載しメールで申請 【市町等運行路線再編促進費補助金】 補助対象期間終了後、様式に必要事項を記載しメールで申請 【広島県乗合バス事業者路線再編調査補助金】 補助対象期間終了後、様式に必要事項を記載しメールで申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和6年度 【広島県地域間幹線系統確保維持費補助金】 【広島県車両減価償却費等補助金】 令和5年6月 地域間幹線系統確保維持計画の認定申請 令和6年11月～12月 交付申請 令和7年3月 交付決定、実績報告、額の確定 令和7年4月 支払い（予定） 【広島県広域生活交通路線確保維持費補助金】 令和6年11月～12月 交付申請 令和7年3月 交付決定、実績報告、額の確定 令和7年4月 支払い（予定） 【市町等運行路線再編促進費補助金】 令和6年11月～12月 交付申請 令和7年3月 交付決定、実績報告、額の確定 令和7年4月 支払い（予定） 【広島県乗合バス事業者路線再編調査補助金】 令和6年11月～12月 交付申請 令和7年3月 交付決定、実績報告、額の確定 令和7年4月 支払い（予定）

補助事業の活用実績
令和5年度 【広島県地域間幹線系統確保維持費補助金】 55系統 265,822千円 【広島県車両減価償却費等補助金】 55車両 65,403千円 【広島県広域生活交通路線確保維持費補助金】 50系統 55,048千円 【市町等運行路線再編促進費補助金】 20市町 355系統 113,916千円 【広島県乗合バス事業者路線再編調査補助金】 2市町 1,305千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考	
問合せ先	部署：地域政策局 公共交通政策課 電話：082-513-2579

【個票③】

自治体名	事業名称
広島県	③：生活交通確保対策費（航路維持対策費）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
		●	●									

補助の目的
県民の暮らしや経済活動を支える生活航路・離島航路を将来にわたって安定的に維持・確保していくため、航路事業者が行う生活航路・離島航路の運航に要する経費のうち市町が負担する額の一部について、当該市町に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

補助の要件
○生活航路
(1)「離島の暮らしの維持」に不可欠な旅客定期航路であって、次の要件のすべてを満たすもの
ア 離島振興法の規定により指定された離島振興対策実施地域に寄航する旅客定期航路
イ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく離島国庫補助の対象外の航路
ウ 離島と1 市町を結ぶ主要航路
(2)「架橋で結ばれた地域の経済活動の維持」に不可欠な旅客定期航路であって、次の要件のすべてを満たすもの
ア 本土と架橋で結ばれた島間の航路（航路距離が5 キロメートル以上のものに限る。）
イ 所要時間が陸路を利用した場合の2 分の1 以下の航路
ウ 複数市町をまたぐ広域的な主要航路

○離島航路
離島振興法の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路のうち、知事が定めた航路。

補助の内容
<対象経費>
○生活航路
補助対象額＝（A′＋C－D）×（A／（A＋B＋C））
区 分 内 容
・経費
A 旅客費における傷害保険料、自動車搬送取扱費における保険料、船費における船舶保険料、燃料潤滑油費、船員費、船舶修繕費、港費及び船舶減価償却費の合計額
A′ 旅客費における傷害保険料、自動車搬送取扱費における保険料、船費における船舶保険料、燃料潤滑油費、船員費、船舶修繕費、港費の合計額
B 貨物弁金、役員賞与、役員退職金、交際費等運航に必要と認められない経費の合計額
C A又はBのいずれにも該当しない経費の合計額・収益
D 運航事業による収益

○離島航路
補助対象額は、補助対象期間中に発生し、規定により算出した実績収支差見込額から、地域公共交通確保維持改善事業費補助金運用方針の規定により算出した経営改善目標額を控除したうえ、国庫補助金の額を差し引いた額

<補助率・上限額>
補助対象額の2 分の1

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
○生活航路
定められた期間に様式にて必要事項を記載し申請

○離島航路
定められた期間に交付申請書と補助対象期間の満了後2 か月以内に書類を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
○生活航路
令和6 年度
令和5 年6 月 航路事業改善計画認定申請
令和5 年9 月 航路事業改善計画画民定通知
令和6 年11 月 補助金申請
令和7 年1 月～2 月 航路検査実施
令和7 年2 月～4 月 交付決定、実績報告、額の確定
令和7 年5 月 支払い（予定）

○離島航路
令和6 年度
令和4 年 6 月 令和5 年度離島航路確保維持計画提出
令和5 年10 月 令和5 年度実績報告・検査実施
令和6 年 3 月 令和5 年度額の確定
令和6 年10 月 令和5 年度補助金交付申請→支払い

補助事業の活用実績
○生活航路
【令和5 年度】7 航路、60,266 千円
【令和4 年度】7 航路、95,190 千円

○離島航路
【令和6 年度】7 航路、81,062 千円
【令和5 年度】7 航路、120,708 千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：広島県地域政策局公共交通政策課 電話：082-513-2579
------	---------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
広島県	④：生活交通確保対策費（井原線運行対策費）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
								●				

補助の目的
井原鉄道井原線の安定した運行を確保する。

補助の要件
井原鉄道株式会社が井原鉄道中期経営計画に基づき実施する鉄道基盤設備の維持に要する経費に対して補助する。

補助の内容
<対象経費>
①補助金の交付を受けようとする会計年度の前会計年度における次の経費 ・線路保存費：人件費を除くすべての経費 ・電路保存費：人件費を除くすべての経費 ・車両保存費：人件費及び車両清掃料を除くすべての経費 ・減価償却費：すべての経費 ・線路使用料等：鉄道線路使用料及び列車運行管理業務委託料 ・営業外費用：支払利息（令和２年度の設備投資に係る事業費の支払に充てた借入金の支払利息に限る。） ②補助金の交付を受けようとする会計年度の設備投資費（耐震補強工事に必要な経費を含む。）
<補助率・上限額>
7.53%
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
交付申請書に、書類を添えて提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和６年度 ６年８月 井原線鉄道基盤設備維持費補助金交付申請書提出 ６年９月 交付決定 補助金概算払 ７年３月 実績報告・検査実施 額の確定 ７年４月 補助金清算払

補助事業の活用実績
令和５年度 33,245,000円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：地域政策局 公共交通政策課 電話：082-513-2584
------	-------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
広島県	⑤：交通バリアフリー推進事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
								●				

補助の目的
高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、鉄軌道事業者が行うＬＲＴシステム整備事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

補助の要件
広島都市圏ＬＲＴ整備計画に基づき実施されるＬＲＴシステム整備事業であって、国の補助金の交付決定を受けた事業のうち、低床式車両の導入。

補助の内容
<対象経費>
低床式車両の導入に要する経費のうち 1 車両本体 2 車載機器類
<補助率・上限額>
補助対象経費の1／12以内
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
募集期間中に交付申請書を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
（参考）令和６年度スケジュール予定 6月 募集開始 7月 交付決定 3月まで 事業実施・事業完了実績報告書提出 4月ごろ 入金

補助事業の活用実績
【令和２年度】1件、73,334千円 【令和元年度】1件、63,334千円 【平成30年度】1件、63,334千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考	
問合せ先	部署：地域政策局 公共交通政策課 電話：082-513-2583

【個票⑥】

自治体名	事業名称
広島県	⑥：公共交通ネットワーク推進事業費（鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業）⑥：広島型MaaS推進事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●		●	●	●	●					●		観光協会、商工会議所及び 商工会、並びに関係市町 を主な構成員として構成され た協議会等の団体

補助の目的
・中山間地域の魅力向上を図るため、市町等が行う、鉄道網を地域資源として活用し、地域交流の拡大や地域の利便性向上の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの ・市町、地域住民、交通事業者、商業施設などが主体的に連携し、交通と生活サービスを「ひとつのサービス」とすることで、県内の公共交通ネットワークの利便性と持続可能性の向上を図るため広島型MaaS推進事業補助金を交付する

補助の要件
【鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業】 1 関係鉄道沿線協議会は、J R 芸備線又は J R 福塩線について、鉄道網を地域資源として活用した地域交流の拡大や地域の利便性向上の取組を通じて中山間地域の魅力向上を図ることを目的とするプランを策定することができる。 2 補助金の交付の対象となる事業は、関係鉄道沿線協議会がプランにおいて実施を決定した、中山間地域を対象とする事業であって、以下事業区分のいずれかに該当するもの。 ・鉄道を活用した広域観光の促進 ・鉄道路線・駅舎を活用したイベントによる地域の魅力発信 ・鉄道を核とした地域交通の利便性向上 【広島型MaaS推進事業】 ・社会実装を目指すものであること ・生活サービスとの統合を行うこと（移動の目的地との協働） ・デジタル技術を活用すること ・持続可能なビジネスモデルの仮説を設計し、検証すること ・地域公共交通計画に位置付けてあること又は位置付ける予定であること ・本事業で取得したデータを広島県に提供すること

補助の内容
<対象経費> 【鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業】【広島型MaaS推進事業】 補助事業に要する経費のうち、備品購入費（既存の備品と同等品の買替えを除く。）、賃金（補助事業に従事する賃金職員に係るものに限る。）、旅費、委託料、報償費、広報宣伝に係る経費、その他知事が認める経費 ただし、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額を除く。 <補助率・上限額> 【鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業】 補助対象経費の二分の一以内で、J R 芸備線及び J R 福塩線につき、それぞれ 1 0 百万円を上限とする。 ただし、知事が特に認める事業については、補助対象経費の二分の一から十分の十までの間で知事が補助額を別に定める。 また、補助対象経費に対して他の団体又は個人からの寄附金、負担金及びこれらに類する収入があり、収入額と補助額の合計が補助対象経費を超える場合には、当該超える額を補助額から控除する。 【広島型MaaS推進事業】 5,000千円／1 市町・団体
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
【鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業】 定められた期間に交付申請書と書類を添えて提出 【広島型MaaS推進事業】 定められた期間に様式にて必要事項を記載しメールで申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
【鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業】 令和 6 年度 令和 6 年 6 月 令和6年度補助申請提出期限通知（10月末まで） ～10月 令和 6 年度補助金交付申請→交付決定（一部概算払い） ～7年 3 月 令和 6 年度実績報告・検査実施 交付確定⇒補助金支給 【広島型MaaS推進事業】 令和 6 年 5 月 交付申請 令和 6 年 6 月 交付決定 令和 7 年4月 実績報告、額の確定 令和 7 年5月 支払い（予定）

補助事業の活用実績
【鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業】 令和 5 年度：15,115千円 ・福塩線： 5,858千円 ・芸備線： 9,257千円 令和 4 年度：10,194千円 ・福塩線： 2,068千円 ・芸備線： 8,126千円 【広島型MaaS推進事業】※令和 6 年度活用予定 ・府中市： 2,624千円 ・尾道市： 5,000千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考
災害時交通マネジメント検討会（予算額：1,574千円） 広島県地域公共交通ビジョン推進事業（予算額：103,245千円） EV車両等導入支援事業（予算：5,000千円）

問合せ先	部署：広島県地域政策局公共交通政策課 電話：082-513-2584
------	---------------------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
広島市	1,178,773人	906.7km2	1,300.1人/km2	309,727人	150,143人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
本市では、広域経済圏のヒト・モノの「循環」と地域住民の活動による「循環」を直接支えている「移動」を容易にするため、事業者間の「競争」を原則としてきた公共交通を、道路と同様に「社会インフラ」と捉えた上で、「協調」して運用するものへと舵を切り、国の支援も引き出しながら、利用者の利便性を重視した「広島型公共交通システム」を構築することとしています。 そのモデルケースとなるべく、まずは極めて厳しい状況にあるバス事業について、共同運営システムの構築に取り組んでいます。 令和6年4月には、その中核を担う官民共同の組織体「バス協調・共創プラットフォームひろしま」を立ち上げ、行政とバス事業者が一体となって、データ分析に基づく路線の最適化やダイヤの調整、共通の割引運賃制度の導入、リソースの共有など、これまでバス事業者単独ではなしえなかった取組の検討を進めてきました。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：路面電車のL R T化の推進（低床路面電車車両購入費補助）	②：バス運行対策費補助	③：地域主体の乗合タクシー等運行支援	④：地域主体の乗合タクシー等導入支援	
予算額【千円】	2,825万4千円	7億7,164万6千円	1,214万8千円	1,232万9千円	
財源内訳【千円】	国庫補助金：3億4,504万1千円 県補助金：111万7千円 負担金：1,523万円 市債：2,850万円 一般財源：11億6,257万1千円				
KPIの設定状況※	-	-	-	-	-

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容
-

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
広島市	1,178,773人	906.7km2	1,300.1人/km2	309,727人	150,143人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
本市では、広域経済圏のヒト・モノの「循環」と地域住民の活動による「循環」を直接支えている「移動」を容易にするため、事業者間の「競争」を原則としてきた公共交通を、道路と同様に「社会インフラ」と捉えた上で、「協調」して運用するものへと舵を切り、国の支援も引き出しながら、利用者の利便性を重視した「広島型公共交通システム」を構築することとしています。 そのモデルケースとなるべく、まずは極めて厳しい状況にあるバス事業について、共同運営システムの構築に取り組んでいます。 令和6年4月には、その中核を担う官民共同の組織体「バス協調・共創プラットフォームひろしま」を立ち上げ、行政とバス事業者が一体となって、データ分析に基づく路線の最適化やダイヤの調整、共通の割引運賃制度の導入、リソースの共有など、これまでバス事業者単独ではなしえなかった取組の検討を進めてきました。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：交通施設バリアフリー化設備整備費補助				
予算額【千円】	3,800万円				
財源内訳【千円】	国庫補助金：3億4,504万1千円 県補助金：111万7千円 負担金：1,523万円 市債：2,850万円 一般財源：11億6,257万1千円				
KPIの設定状況※	-				

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容
-

【個票①】

自治体名	事業名称
広島市	①：路面電車のL R T化の推進（低床路面電車車両購入費補助）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
								●				

補助の目的
低床式路面電車車両の活用等を通じて、従来の路面電車と比較してバリアフリー化が図られ、高い速達性や定時性、十分な輸送力、高い運行頻度を有し、振動や騒音が軽減され、都市との一体性にも配慮した人にも環境にも優しい高機能路面電車システムの構築を促進するため、生活交通確保維持改善計画またはLRT整備計画に基づき鉄軌道事業者が行う補助対象事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助の要件
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱、観光振興事業費補助金交付要綱（FAST TRAVEL推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・シェアサイクル導入促進事業・観光地域振興無電柱化推進事業・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インパウンド対応拠点化モデル事業）のいずれかに基づき、補助金の交付決定を受けた本市域内を運行する路線に低床式路面電車を導入する事業。

補助の内容
<対象経費>
車両本体及び車載機器類の設備の整備に要する経費。
<補助率・上限額>
補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内
<要綱等詳細情報URL>
非公表

エントリー方法
補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の9月頃までに、国等と協議を行った上で本市へご相談下さい。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度> 6月 ・事業者→本市：補助金交付申請 3月 ・事業者→本市：補助事業完了実績報告 ・本市→事業者：補助金の額の確定通知 ・事業者→本市：請求書・・・概ね1か月後に入金

補助事業の活用実績
【令和5年度】1事業者1編成、88,000千円 【令和4年度】1事業者1編成、88,000千円 【令和3年度】1事業者1編成、75,000千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
国との協調補助であるため、国の補助制度の変化に応じて市も補助要綱を改訂しています。

備考
問合せ先
部署：広島市道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当 電話：082-504-2604

【個票②】

自治体名	事業名称
広島市	②：バス運行対策費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
			●	●								

補助の目的
地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の維持を図るため、国、県及び市町と協調して、または本市単独で、バス事業者に対して運行費等の一部を補助。

補助の要件
地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために維持・確保が必要な生活交通路線 (詳細の補助要件は「バス運行対策費広島市補助金交付要綱」で定める)

補助の内容
<対象経費>
・国県協調補助（地域間幹線系統補助）：経常費用の11/20と経常収益との差額に本市の負担割合を乗じた額 ・県協調補助：経常費用と経常収益との差額の1/2の額に本市の負担割合を乗じた額 ・市単独補助（一部市町補助）：経常費用と経常収益との差額に本市の負担割合を乗じた額 ・上記以外に、他市町が委託又は補助する路線の本市乗入分に係る負担金を他市町へ支払っている。
<補助率・上限額>
予算の範囲内
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和6年12月28日までに市へ実績報告書の提出及び交付申請→交付決定及び額の確定→補助金交付

補助事業の活用実績
令和4年度：665,808千円 令和5年度：685,256千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：道路交通局公共交通政策部 電話：082-504-2384
------	------------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
広島市	③：地域主体の乗合タクシー等運行支援

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
郊外部の住宅団地や中山間地域等の公共交通サービスが十分に行き届いていない地域において、高齢者を始めとする地域住民の誰もが安心して生活し続けられるよう、地域が主体となって導入している乗合タクシーの運行が持続可能なものなるよう支援を行い、生活交通の確保を図る。

補助の要件
次の(1)～(3)に掲げる基準に適合するものとする。 (1)以下の①又は②のいずれかを満たすものであること。 ① 以下に掲げる地域等のいずれかをその沿線を含む交通不便地域における公共交通ネットワークと接続する系統であること。 ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域 ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 ② 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅及び海港が存在しない集落、市街地その他の交通不便地域として市長が指定する地域の住民等の移動確保のための公共交通ネットワークと接続する系統であること。 (2) 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、前々補助対象期間以前の過去2ヶ年度連続して経常収益が補助対象経常費用を超えた系統を除く。 (3) 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が1人以上であるもの（路線不定期運行及び区域運行を除く。）。 輸送人員÷運行回数

補助の内容
<対象経費>
運行に必要な経費（人件費、燃料費、車両償却費、車両修繕費等）から運賃収入等を差し引いた額（収支不足額）
<補助率・上限額>
収支不足額の3/4から国補助（フィーダー補助）を控除した額
<要綱等詳細情報URL>
https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/1033/297711.html

エントリー方法
補助金の交付の申請をしようとする交通事業者は、広島市地域生活交通事業運行補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月30日までに市長に提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和6年11月30日までに市へ実績報告書の提出及び交付申請→交付決定及び額の確定→補助金交付

補助事業の活用実績
令和4年度：6事業者、6,554千円 令和5年度：7事業者、7,321千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：道路交通局公共交通政策部 電話：082-504-2384
------	------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
広島市	④：地域主体の乗合タクシー等導入支援

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
郊外部の住宅団地や中山間地域等の公共交通サービスが十分に行き届いていない地域において、高齢者を始めとする地域住民の誰もが安心して生活し続けられるよう、地域が主体となって乗合タクシー等の生活交通を導入しようとする取組に対し、その実現に向けた支援を行う。

補助の要件
生活交通実験運行に関し市長と協定を締結した交通事業者

補助の内容
<対象経費>
実験運行に係る経費（人件費、燃料費、車両償却費、車両修繕費等）から運賃収入等を差し引いた全額 アンケート調査や利用状況分析等に係る費用
<補助率・上限額>
実験運行期間：最大 1 年間 上限額：予算の範囲内
<要綱等詳細情報URL>
https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/1033/297711.html

エントリー方法
交付対象事業実施 1 か月前までに負担金交付申請書を市長に提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
交付対象事業実施 1 か月前までに交付申請→交付決定→実績報告→額確定→負担金交付

補助事業の活用実績
令和4年度：10,522千円 令和5年度：3,863千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：道路交通局公共交通政策部 電話：082-504-2384
------	------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
広島市	⑤：交通施設バリアフリー化設備整備費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
								●				

補助の目的
高齢者や障害者等が交通施設を利用する際の利便性及び安全性の向上を図るため、鉄軌道事業者が行う駅におけるバリアフリー化設備整備等事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助の要件
・次のいずれかに該当する事業であり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）」に基づく移動等円滑化基本構想（法第25条第1項に規定するものをいう。）に定められた重点整備地区（法第2条第24号に規定するものをいう。）において補助対象事業者が行う補助対象事業。 (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日 国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく事業 (2) 鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱（平成11年3月19日 鉄施第68号）に基づく事業 (3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日 観観産第690号）に基づく事業

補助の内容
<対象経費>
原則として、上記(1)～(3)に示す国補助に準じる。
<補助率・上限額>
補助金の額は、国の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に1／3（鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱に基づく事業であって、移動等円滑化基本構想に定める生活関連施設（法第2条第23号イに規定するものをいう。）である駅において、バリアフリー化設備の整備を行う事業については、1／2）を乗じて得た額以内
<要綱等詳細情報URL>
非公表

エントリー方法
補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月頃までに、国等と(1)～(3)の補助に係る協議を行った上で本市へご相談下さい。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度> 事業によりスケジュールが異なるため、一般的な主なステップを下記に示します。 ・事業者→本市：補助金交付申請 ・本市→事業者：補助金交付決定通知 ・事業者→本市：補助事業完了実績報告 ・本市→事業者：補助金の額の確定通知

補助事業の活用実績
【令和5年度】1事業者2駅、91,017千円 【令和4年度】1事業者1駅、39,997千円 【令和3年度】1事業者1駅、83,897千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
国との協調補助であるため、国の補助制度の変化に応じて市も補助要綱を改訂しています。

備考

問合せ先	部署：広島市道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当 電話：082-504-2604
------	--

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
呉市	205,349人	353.9km2	580.3人/km2	74,636人	20,441人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
市域全体を通して平たん地が少なく，市街地や集落が分散して存在し，呉市中央地区を始めとして，斜面地に家屋が密集する特徴的な市街地を形成している。その影響で勾配が急な坂道や階段が多く，高齢者等の移動困難者の快適な移動を阻害している。 また，一般会計に占める公共交通関連予算額の割合が，中核市の中でひときわ高くなっているとともに，広島県内市と比較しても，その財政負担率が高くなっており，総運行便数のうち，空車で運行している便の割合が半数を超えている路線もある。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：広電へのバス運行支援	②：生活バス路線の維持	③：呉広島空港線への運行支援	④：新乗車券システム対応車載機の整備	⑤：地域主導型交通サービス支援事業補助金
予算額【千円】	480,000千円	497,100千円	37,300千円	269,700 千円	5,900千円
財源内訳【千円】		うち県支出金28,215千円 その他10,000千円		国庫支出金100,000千円	うち県支出金712千円
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
呉市	205,349人	353.9km2	580.3人/km2	74,636人	20,441人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
市域全体を通して平たん地が少なく，市街地や集落が分散して存在し，呉市中央地区を始めとして，斜面地に家屋が密集する特徴的な市街地を形成している。その影響で勾配が急な坂道や階段が多く，高齢者等の移動困難者の快適な移動を阻害している。 また，一般会計に占める公共交通関連予算額の割合が，中核市の中でひときわ高くなっているとともに，広島県内市と比較しても，その財政負担率が高くなっており，総運行便数のうち，空車で運行している便の割合が半数を超えている路線もある。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：地域間幹線系統確保維持費補助金	⑦：広域生活交通路線確保維持費補助金	⑧：地域公共交通協議会負担金	⑨：交通施設整備事業	⑩：生活・離島航路への運航支援（三角，斎島航路）
予算額【千円】	14,400千円	110千円	6,457千円	6,930千円	39,852千円
財源内訳【千円】			その他2,500千円	うち地方債900千円	うち県支出金15,645千円
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
呉市	205,349人	353.9km2	580.3人/km2	74,636人	20,441人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
市域全体を通して平たん地が少なく，市街地や集落が分散して存在し，呉市中央地区を始めとして，斜面地に家屋が密集する特徴的な市街地を形成している。その影響で勾配が急な坂道や階段が多く，高齢者等の移動困難者の快適な移動を阻害している。 また，一般会計に占める公共交通関連予算額の割合が，中核市の中でひときわ高くなっているとともに，広島県内市と比較しても，その財政負担率が高くなっており，総運行便数のうち，空車で運行している便の割合が半数を超えている路線もある。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑪：生活・離島航路への運航支援（情島航路）	⑫：生活・離島航路への運航支援（小長明石航路）	⑬：生活・離島航路への運航支援（離島住民交通費補助）	⑭：斎島汽船運営資金貸付金事業	⑮：軌道整備推進事業
予算額【千円】	8,300 千円	40,000千円	285千円	114,000千円	49,500千円
財源内訳【千円】		うち県支出金13,950千円			
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
呉市	205,349人	353.9km2	580.3人/km2	74,636人	20,441人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
市域全体を通して平たん地が少なく，市街地や集落が分散して存在し，呉市中央地区を始めとして，斜面地に家屋が密集する特徴的な市街地を形成している。その影響で勾配が急な坂道や階段が多く，高齢者等の移動困難者の快適な移動を阻害している。 また，一般会計に占める公共交通関連予算額の割合が，中核市の中でひときわ高くなっているとともに，広島県内市と比較しても，その財政負担率が高くなっており，総運行便数のうち，空車で運行している便の割合が半数を超えている路線もある。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑯：児童生徒通学費補助	⑰：敬老バス優待運賃助成事業	⑱：心身障害者バス優待運賃助成事業	⑲：福祉タクシー事業	
予算額【千円】	139,996千円	291,500千円	49,300千円	38,647千円	
財源内訳【千円】			うち過疎債対象10,747千円		
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
呉市	①：広電へのバス運行支援

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
広島電鉄株式会社が運行している市内 8 路線の運行に係る経費に対する助成

補助の要件
広島電鉄株式会社が運行している市内 8 路線のうち、補助対象期間（助金の交付を受けようとする会計年度の 9 月 3 0 日を末日とする 1 年間）において運行し、経営努力を行っても当該路線の補助対象期間における経常収益の額が当該補助対象期間の補助対象経常費用の額に満たない路線

補助の内容
<対象経費>
【補助対象経常費用】 補助対象路線の運行に係る 1 キロメートル当たりの経常費用に当該補助対象路線の実車走行距離を乗じて得た額
<補助率・上限額>
【補助金の額】 補助対象路線における補助対象経常費用に補助事業者の適正利潤（当該経常費用の 2 パーセント相当額）を加算した額と経常収益との差額の総額 ※補助対象路線が国，県その他の団体の制度において助成の対象となる場合は，補助金の額から当該制度における基準に基づき算定される助成金相当額を控除する
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
①補助金の交付を受けようとする会計年度の前年の 9 月末日までに，次に掲げる書類を市長に提出して，協議を行う。 (1) 運行計画 (2) 路線別収支見込表 (3) その他市長が必要と認める書類 ②バス事業経営支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和 6 年度の補助対象期間＝令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月> 5 年 10 月～6 年 9 月 運行の実施 6 年 11 月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7 年 3 月頃 交付決定，入金（予定）

補助事業の活用実績
（過去 3 箇年） 【令和 5 年度】 8 路線， 540,902 千円 【令和 4 年度】 9 路線， 625,648 千円 【令和 3 年度】 9 路線， 625,384 千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
呉市	②：生活バス路線の維持

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
①呉市生活バス19 路線の運行に係る経費の一部負担 ②中型ノンステップバス車両（2 台）の購入

補助の要件
①呉市生活バス運行事業者（9 事業者） ②呉市生活バス運行事業者（9 事業者）

補助の内容
<対象経費> ①運送費（人件費，燃料油脂費，修繕費，固定資産償却費，保険料，施設使用料，施設賦課税，手数料），一般管理費，金融費用，停留所施設管理費 ②呉市生活バス運行車両を市が購入し，運行事業者に無償で貸付
<補助率・上限額> ①【負担額】対象経費の額の合計から，生活バスの運行に係る運賃収入，バス車両広告収入及びその他関連収入額を減じた額 【限度額】予算額の95%（不測の事態等，事業者の責めに帰さないやむを得ない事由により，運送収入の減少又は運行経費の増加が生じたと認められる場合は，別途協議し，別に額を決定して負担する。）
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
①<令和6 年度の対象期間＝令和6年4月～令和7年3月> 6年4月 覚書を締結 6年4月～7年3月 運行を実施，四半期毎（4，7，10，1月）に概算払 7年4月 実績報告書提出 7年5月 精算

補助事業の活用実績
（過去3箇年） 【令和5 年度】 ①19路線，450,625千円 ②中型2台・小型1台・ワンボックス1台，68,184,039円（令和5年度22,142,670円・令和4年度繰越46,041,369円） 【令和4 年度】 ①19路線，417,368千円 ②ワンボックス4台，25,599,997円 【令和3 年度】 ①18路線，404,303千円 ②中型1台・ワンボックス1台，30,705,186円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
呉市	③：呉広島空港線への運行支援

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
呉市と広島空港を結ぶ呉広島空港線の運行に係る経費の一部を負担

補助の要件
呉広島空港線運行事業者（広島電鉄株式会社）

補助の内容
<対象経費> 運送費（人件費，燃料油脂費，修繕費，減価償却費，保険料，施設使用料，道路使用料，その他運行に係る必要経費），一般管理費等（事務等経費，営業外費用等），広報費
<補助率・上限額> 【負担額】対象経費期間（前年度10月～当該年度9月）における対象経費の合計から，本件運行に係る乙の運賃収入その他の収入額を減じた額 【限度額】対象経費期間における対象経費の合計から，運行に係る運賃収入その他の収入額を減じた額とし，予算の範囲内で定める額（運賃収入の減収その他不測の事態が生じたと甲が認めた場合は，別途協議し，別に額を決定してこれを負担する。）
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和 6 年度の対象期間＝令和5年10月～令和6年9月> 5年10月～6年9月 運行を実施 6年 4月 協定書を締結 6年11月 実績報告書提出 7年 3月 入金

補助事業の活用実績
（過去3箇年） 【令和 5 年度】 47,809千円 【令和 4 年度】 69,358千円 【令和 3 年度】 34,831千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
呉市	④：新乗車券システム対応車載機の整備

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
令和6年9月に、現在のP A S P Yサービスに変わる新たな乗車券システム（モビリーデイズ）を導入することに伴い、呉市内を運行するバス車両（広電路線バス、呉広島空港線、呉市生活バス）に新システム対応車載機等を整備

補助の要件
広電路線バス86 台分、呉広島空港線 4 台分、呉市生活バス 56 台分

補助の内容
<対象経費>
MOBIRY DAYS車載器等の機器費，設置費及び回送費・出張費など
<補助率・上限額>
予算の範囲内で定める額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和5年11月～令和7年2月 車載機等導入 令和6年4月 覚書締結 令和7年3月 入金予定

補助事業の活用実績
なし

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
呉市	⑤：地域主導型交通サービス支援事業補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												住民組織

補助の目的
路線バスが廃止された地域や公共交通空白・不便地域等において，地域の合意形成のもと，住民組織等が主体となって取り組む交通サービス事業の実施に係る経費の一部に対し，予算の範囲内で地域主導型交通サービス事業補助金を交付する。

補助の要件
補助対象事業：地域の人口動態及び交通需要等を考慮し，最も効率的かつ効果的と認められる交通サービス事業であって，次に掲げる事項をすべて満たすもの (1) 運営の全般を補助対象者が主体となって行っていること。 (2) 地域の協賛企業等の協力を得ながら運営していること。 (3) 利用促進活動を恒常的に行っていること。

補助の内容
<対象経費> (1) 運行に要する経費 (2) 停留所の整備に要する経費 (3) 利用促進活動に要する経費 (4) その他市長が必要と認める経費
<補助率・上限額> 【補助率】2/3（補助対象経費に補助率を乗じて得た額が，補助対象経費の総額から運賃収入，広告収入，企業等からの協賛金等の運行収入の総額を控除した額を上回る場合は，後者の額を補助金交付額とする。） 【上限額】予算額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和6年4月～令和7年3月> 6年4月 交付申請書提出，交付決定 6年4月～7年3月 運行計画に基づき運行を実施 （4～3月 概算払） 7年4月 実績報告 7年5月 額の確定，精算

補助事業の活用実績
（過去3箇年） 【令和5年度】5,900千円，交付件数：2件 【令和4年度】5,900千円，交付件数：2件 【令和3年度】5,900千円，交付件数：2件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票⑥】

自治体名	事業名称
呉市	⑥：地域間幹線系統確保維持費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
市民生活に不可欠な移動手段であるバス路線の運行を担う乗合バス事業者に対し、当該路線の運行に係る経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助の要件
呉市の区域内を運行する地域間幹線系統（国補助金交付要綱第 6 条第 1 項に規定する要件に適合する系統）であって、補助対象期間における経常収益の額が補助対象経常費用の 2 0 分の 1 1 に相当する額に満たない系統。

補助の内容
<対象経費>
補助対象経常費用（乗合バス事業者キロ当たり経常費用に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額）の 2 0 分の 1 1 に相当する額と経常収益との差額
<補助率・上限額>
補助対象経費に関係市町に係る負担割合を乗じて得た額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和 6 年度の補助対象期間＝令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月> 5年10月～6年9月 補助対象系統の運行を実施 6年12月～7年1月 補助申請 7年3月 交付決定，入金

補助事業の活用実績
(過去3箇年) 【令和 5 年度】 2事業者3系統， 14,442千円 【令和 4 年度】 2事業者4系統， 30,448千円 【令和 3 年度】 2事業者4系統， 29,508千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票⑦】

自治体名	事業名称
呉市	⑦：広域生活交通路線確保維持費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
市民生活に不可欠な移動手段であるバス路線の運行を担う乗合バス事業者に対し、当該路線の運行に係る経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助の要件
呉市の区域内を運行する広域生活交通路線（県補助金交付要綱第2条第1号に規定する要件に適合する系統）であって、次に掲げる事項をすべて満たすもの。 (1) 補助対象期間における経常収益の額が、同期間の補助対象経常費用の額に達していない系統であって、県が当該路線の補助対象経費の2分の1相当額を補助する系統であること。 (2) 呉地域生活バス交通等確保計画に位置付けられている系統であること。

補助の内容
<対象経費> 補助対象経費は、補助対象経常費用（地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額）と経常収益との差額
<補助率・上限額> 補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和5年10月～令和6年9月> 5年10月～6年9月 補助対象系統の運行を実施 6年12月～7年1月 補助申請 7年3月 交付決定、入金

補助事業の活用実績
(過去3箇年) 【令和5年度】1事業者2系統, 114千円 【令和4年度】1事業者3系統, 334千円 【令和3年度】1事業者2系統, 41千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票⑧】

自治体名	事業名称
呉市	⑧：地域公共交通協議会負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●												

補助の目的

呉市地域公共交通協議会の運営に係る経費を負担する。

補助の要件

補助の内容

<対象経費>

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

（過去3箇年）
【令和5年度】 10,700千円
【令和4年度】 240千円
【令和3年度】 255千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票⑨】

自治体名	事業名称
呉市	⑨：交通施設整備事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

補助の目的
交通事業を円滑に実施するため、交通関連施設の整備等を行う。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
【令和５年度】 12,148千円，実施件数：2件（方向変換地解体工事ほか） 【令和４年度】 3,857千円，実施件数：2件（旧宿泊所解体撤去工事ほか） 【令和３年度】 5,444千円，実施件数：3件（バス停上屋設置工事ほか）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-3239,3062
------	--------------------------------------

【個票⑩】

自治体名	事業名称
呉市	⑩：生活・離島航路への運航支援（三角，斎島航路）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
島しょ部住民の移動手段確保のため，生活航路及び離島航路の運航に係る経費の一部等を助成

補助の要件
国庫補助要綱第3 3条に規定する離島航路確保維持計画認定申請のために必要な次の書類を，補助対象期間が始まる日の4 か月前までに，市長に提出 (1) 運航計画書 (2) 航路整備計画書 (3) 航路損益見込計算書 (4) 離島航路3 か年計画 (5) 航路の科目別（見込）数値等調査票 (6) 各科目分担率（見込）一覧表 (7) 離島航路事業運航計画書の提出について

補助の内容
<対象経費> 離島航路事業者が作成する補助対象期間の営業報告書に付随する航路別の損益計算書における経常損失の額
<補助率・上限額> 離島航路事業者が作成する補助対象期間の営業報告書に付随する航路別の損益計算書における経常損失の額から国庫補助金の額を差し引いた額以内で，市長が適当と認める額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
離島航路補助金交付申請書に当該年度の前年度に国土交通大臣から通知のあった離島航路補助金の交付決定及び額の確定通知書の写し，補助対象期間の営業報告書に付随する航路別損益計算書，その他市長が必要と認める書類を添付して，離島航路補助金の交付を受けようとする会計年度の5月1 0日までに提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の対象期間＝令和5年10月～令和6年9月> 5年10月～6年9月 運航を実施 7年4月 離島航路補助金交付申請書及び必要書類の提出 7年5月 交付決定，支払い

補助事業の活用実績
（過去3箇年） 【令和5年度】30,788千円 【令和4年度】21,785千円 【令和3年度】25,661千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考	
問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-5712

【個票⑪】

自治体名	事業名称
呉市	⑪：生活・離島航路への運航支援（情島航路）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
島しょ部住民の移動手段確保のため，生活航路及び離島航路の運航に係る経費の一部等を助成

補助の要件
阿賀～情島間の航路の運航を行うもの

補助の内容
<対象経費>
事業の運営に要する経費（人件費，保険料，燃料費，船用品，修繕費，通信費，船舶償却費，係船料，事務用品等の事務費，その他諸税等）
<補助率・上限額>
事業の運営に要する経費（人件費，保険料，燃料費，船用品，修繕費，通信費，船舶償却費，係船料，事務用品等の事務費，その他諸税等）から，事業収入（運賃収入や郵便集配請負料，家庭ゴミ等運搬料等）の総額を控除した額 限度額は予算の範囲内 不測の事態が生じたと市が認めた場合は，別途協議し，別に額を決定
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
情島航路補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書又はこれに代わる書類 (3) その他市長が必要と認める書類

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和６年度の対象期間＝令和６年４月～令和７年３月> ６年４月～７年３月 運行を実施 ６年４月 補助金交付申請書及び必要書類の提出 ６年７月 概算払い ６年１０月 概算払い ７年１月 概算払い ７年５月 額確定，精算払い

補助事業の活用実績
（過去３箇年） 【令和５年度】7,850千円 【令和４年度】8,300千円 【令和３年度】8,300千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考	
問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-5712

【個票⑫】

自治体名	事業名称
呉市	⑫：生活・離島航路への運航支援（小長明石航路）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
島しょ部住民の移動手段確保のため、生活航路及び離島航路の運航に係る経費の一部等を助成

補助の要件
「小長～明石」間の航路運航事業者（しまなみ海運株式会社）

補助の内容
<対象経費>
運航計画に基づく本件運航に要する経費 ・運航費（燃料費，重油費，潤滑油費，係船料，栈橋使用料等，傭船料，その他の運航費） ☐ ・船費（船員費，船員の給料，手当等，船舶備品消耗品費，船舶修繕費，定期検査費，修繕費等，船舶保険料，船体保険料，船舶固定資産税，船舶減価償却費，その他の船費） ・その他運航に係る経費（事務員給与，定期券，回数券，乗船券の印刷経費，その他の共通経費）
<補助率・上限額>
運航計画に基づく本件運航に要する経費について，予算の範囲内（令和６年度：40,000千円）で一部負担 真に不測の事態が生じたと認められるときのみ，別途協議し，別の額を決定
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
「小長～明石」航路の運航に関する協定書の締結

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和６年度の対象期間＝令和５年１０月～令和６年９月> ５年１０月～６年９月 運航を実施 ６年４月 協定書締結，概算払い ６年７月 概算払い ６年１０月 概算払い ７年１月 概算払い ７年５月 額確定，精算払い

補助事業の活用実績
（過去３箇年） 【令和５年度】39,000千円 【令和４年度】39,000千円 【令和３年度】39,000千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-5712
------	---------------------------------

【個票⑬】

自治体名	事業名称
呉市	⑬：生活・離島航路への運航支援（離島住民交通費補助）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												斎島及び 三角島住民

補助の目的

島しょ部住民の移動手段確保のため、生活航路及び離島航路の運航に係る経費の一部等を助成

補助の要件

- ・斎島に住所を有し、かつ、居住している者で、普通乗船券又は定期乗船券を購入し、自ら斎島航路を利用するために使用するもの
- ・三角島に住所を有し、かつ、居住している者で、回数乗船券又は定期乗船券を購入し、自ら三角航路を利用するために使用するもの

補助金は、次の表の左欄に掲げる購入月の区分に応じ、同表の右欄に掲げる申請・交付時期に交付
購入月が当該年度内のもので、やむを得ないと認められる事情がある場合は、購入月の区分に対応する申請・交付時期以外に、補助金を交付することができる。

購入月	申請・交付時期
4月から6月まで	7月または8月
7月から9月まで	10月または11月
10月から12月まで	1月または2月
1月から3月まで	4月または5月

補助の内容

<対象経費>
斎島航路：旅客運賃（斎島港～久比港間又は斎島港～立花港間を利用した場合にあっては、斎島港～豊島港間の旅客運賃とする。） 三角島航路：旅客運賃
<補助率・上限額>
斎島航路：旅客運賃（斎島港～久比港間又は斎島港～立花港間を利用した場合にあっては、斎島港～豊島港間の旅客運賃とする。）の半額 三角島航路：旅客運賃のうち、回数券及び定期券の全額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

離島住民交通費補助金交付申請書に乗船証貼付表又は乗船券購入申込書の写しを添えて提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

<令和6年度の対象期間＝令和6年4月～令和7年3月>
6年7月 申請書等提出（6年4～6月分）
6年7～8月 交付決定及び支払い
6年10月 申請書等提出（6年7～9月分）
6年10～11月 交付決定及び支払い
7年1月 申請書等提出（6年10～12月分）
7年1～2月 交付決定及び支払い
7年4月 申請書等提出（7年1～3月分）
7年4～5月 交付決定及び支払い

補助事業の活用実績

（過去3箇年）
【令和5年度】243千円
【令和4年度】284千円
【令和3年度】479千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-5712
------	---------------------------------

【個票⑭】

自治体名	事業名称
呉市	⑭：斎島汽船運営資金貸付金事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
第三セクターである斎島汽船株式会社の円滑な事業運営に資すること

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
斎島汽船株式会社が運営する離島航路事業に必要な資金
<補助率・上限額>
予算額（令和6年度：114,000千円）
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
金銭消費貸借契約書の締結

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の対象期間＝令和6年4月～令和7年3月> 6年4月 契約書締結，貸付金1回目支払い 6年8月 貸付金2回目支払い 6年12月 貸付金2回目支払い 7年3月 貸付金返還請求

補助事業の活用実績
(過去3箇年) 【令和5年度】94,500千円 【令和4年度】98,000千円 【令和3年度】80,000千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-5712
------	---------------------------------

【個票⑮】

自治体名	事業名称
呉市	⑮：軌道整備推進事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

事業概要
市民の日常生活に密接な鉄道駅施設周辺の整備により，市民の生活環境及び公共交通機関の利便性の向上を図る。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考	
問合せ先	部署：都市部交通政策課 電話：(0823)25-5712

【個票⑩】

自治体名	事業名称
呉市	⑩：児童生徒通学費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												呉市立小学校，中学校及び義務教育学校の児童生徒及びその保護者等

補助の概要
児童生徒の遠距離等通学に係る通学費の助成及び通学のためのスクールバス・タクシーの運行委託。 遠距離等通学に係る保護者負担の軽減を図るとともに，児童生徒の安全な通学手段を確保している。

補助の要件
・スクールバス・タクシー運行事業 徒歩や自転車による通学や，公共交通機関を利用しての通学が困難な児童生徒を対象とする。
・遠距離等通学費助成制度 遠距離，通学上の危険要因等により，徒歩等による通学が困難であり，在籍する学校の校長の許可を得て，公共交通機関を利用して通学する児童生徒を対象に，通学費の全額をその保護者に交付する。

補助の内容
<対象経費>
・スクールバス・タクシー運行事業 運行委託業者への委託料及び市所有のスクールバス車両の修繕費，登録から２５年経った市所有のスクールバス車両の購入費，置き去り防止を支援する安全装置の取外し及び取付等
・遠距離等通学費助成制度 遠距離等通学費補助金，ＩＣカード発行手数料
<補助率・上限額>
・スクールバス・タクシー運行事業 １０／１０
・遠距離等通学費助成制度 １０／１０
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
・スクールバス・タクシー運行事業 要件の対象者で校長がスクールバス・タクシーの利用を認める
・遠距離等通学費助成制度 保護者等から申請書の提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
・スクールバス・タクシー運行事業 R6（３月）入札・見積合わせ→（３～４月）契約→（７月，１０月，１月，４月）支払い
・遠距離等通学費助成制度 R6後期（９月～３月）現物支給：（８月）期間中に申請書を提出→（９月）交付決定通知→（９月）定期券引き渡し→（１０月）各業者へ支払い R6後期保護者立替払い（第１～３回）第１回：（１０月）期間中に申請書を提出→（１１月）交付決定通知→（１２月）補助金交付請求書提出→（１２月～１月）補助金交付

補助事業の活用実績
・スクールバス・タクシー運行事業 R4 46,570千円 R5 59,225千円
・遠距離等通学費助成制度 R4 66,100千円 R5 67,215千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
・利用者数を事前に調査し，対象者数を把握した。 ・スクールバス・タクシー運行事業については，利用者数に応じ運行車両の見直しを行った。 ・遠距離等通学費助成制度については，住所等から通学区間を調べ，定期券代を具体的に計算した。

備考	
問合せ先	部署：教育総務課 電話：０８２３－２５－３６２５

【個票⑰】

自治体名	事業名称
呉市	⑰：敬老バス優待運賃助成事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												70才以上の高齢者の うち、助成を希望した 者

補助の目的
高齢者の社会参加の促進とバスによる移動の支援を行い，もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

補助の要件
・満70歳の高齢者 ・高齢者及び障害者を対象とした紙おむつの購入助成や障害者を対象としたバス優待運賃助成，タクシー運賃助成を受けていないこと

補助の内容
<対象経費> 敬老優待証を持った70歳以上の市民の路線バス運賃について 1 乗車につき，利用者負担分（100円）との差額を助成。ただし，運賃140円以下の区間は無料
<補助率・上限額> 上限なし。補助率は「対象経費」に記載のとおり利用者負担分（100円）との差額
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/150/kaigo2-1.html#ikiikipass

エントリー方法
担当課又は支所窓口で申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
昭和48年4月から事業開始。利用者負担無し 平成16年7月。利用者負担100円 へいせい24年4月。ICカードを利用した優待運賃制度に変更

補助事業の活用実績
補助金額 単位：千円 令和3年度 249,607 令和4年度 263,908 令和5年度 282,491

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：福祉保健部高齢者支援課 電話：0823-25-3573
------	-----------------------------------

【個票⑱】

自治体名	事業名称
呉市	⑱：心身障害者バス優待運賃助成事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												バス優待者

補助の目的
心身障害者の社会参加の促進とバスによる移動の支援を行い、もって福祉の増進に寄与するため

補助の要件
本市に居住し，住民基本台帳に記載されている者で，次の各号に掲げる優待証の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるものとする。 （１）障害者（大人） 中学生以上の者で次のいずれかに該当するもの ア 身体障害者手帳の交付を受けた者で，その手帳に第１種身体障害者と記載されているもの イ 身体障害者手帳の交付を受けた者で，その手帳に第２種身体障害者と記載され，かつ，障害の級別が１級，２級又は３級と記載されているもの ウ 療育手帳の交付を受けた者で，その手帳に障害の程度が，マルＡ，Ａ又はマルＢと記載されているもの （２）障害者（小児） 小学生以下の者で前号アからウまでのいずれかに該当するもの ただし,敬老いきいきバス，福祉タクシー券，障害者紙おむつ購入助成券又は高齢者紙おむつ購入助成券の交付を受けている者を除く

補助の内容
<対象経費>
呉市内で運行する路線バス・生活バスの利用を無料とする。 第一種の身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は同伴の介護者１人も無料とする。
<補助率・上限額>
特になし
<要綱等詳細情報URL>
https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/56/syougai1106-1900.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：障害福祉課 給付グループ 電話：０８２３－２５－３１３５
------	------------------------------------

【個票⑭】

自治体名	事業名称
呉市	⑭：福祉タクシー事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												福祉タクシー乗車券受 給者

補助の目的
心身障害者（児）の活動範囲の拡大及び経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

補助の要件
乗車券の支給対象者は、本市の区域内に現に居住し、住民基本台帳に記録されている者で次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 第 1 種と記載された身体障害者手帳を所持していること (2) 障害の級別が 1 級， 2 級又は 3 級と記載され、かつ、障害名に体幹，下肢又は移動機能の障害が含まれる身体障害者手帳を所持していること。 (3) 障害程度が マル A ， A 又はマル B と記載された療育手帳を所持していること ただし,呉市いきいきバス，障害者紙おむつ購入助成券又は高齢者紙おむつ購入助成券の交付を受けている者を除く

補助の内容
<対象経費> 市内に営業所及び事務所を有するタクシー事業者のうち、事業の趣旨に賛同し、協力するタクシー事業者のタクシーに限る
<補助率・上限額> 助成の額は、乗車券 1 枚につき 3 0 0 円とし、乗車券は、対象者一人につき年に 6 0 枚を限度として支給する。 ただし、じん臓機能障害で慢性透析療法（血液透析）を受けるため毎週 3 回程度通院している者にあつては、年に 1 2 0 枚を限度として支給する。
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/56/syougai1106-2200.html https://www.kureshakyo.jp/post-12.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：障害福祉課 給付グループ 電話：0823-25-3135
------	------------------------------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
竹原市	23,064人	118.2km2	195.1人/km2	9,887人	1,850人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
市内を運行する地域公共交通として、鉄道、航路、路線バス、高速バス、タクシーのほか、福祉バス、デマンド型乗合タクシー、地域乗合タクシー、福祉タクシー、通学タクシーなど、高齢者等の交通弱者の移動支援策として、様々な運行や利用方法の交通モードが存在しているが、認知度や利用率が低く、また、市民の約8割が運転免許証を保有しており自家用車に依存した交通体系となっている。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：デマンド交通運行事業	②：乗合タクシー運行委託料	③：生活バス路線維持費補助金	④：竹原市地域公共交通会議負担金	⑤：外出支援事業（福祉バス）
予算額【千円】	4,170千円	68千円	22,278千円	4,602千円	7,393千円
財源内訳【千円】	133千円：生活交通体系再編支援事業補助金（広島県） その他：一般財源		2,998千円：生活バス路線維持助成金（大崎上島町） その他：一般財源	4,602千円：一般財源	7,393千円：一般財源
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
竹原市	23,064人	118.2km2	195.1人/km2	9,887人	1,850人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
市内を運行する地域公共交通として、鉄道、航路、路線バス、高速バス、タクシーのほか、福祉バス、デマンド型乗合タクシー、地域乗合タクシー、福祉タクシー、通学タクシーなど、高齢者等の交通弱者の移動支援策として、様々な運行や利用方法の交通モードが存在しているが、認知度や利用率が低く、また、市民の約8割が運転免許証を保有しており自家用車に依存した交通体系となっている。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：外出支援事業（福祉タクシー）	⑦：福祉有償運送	⑧：福祉タクシー利用料金助成	⑨：通学支援	
予算額【千円】	155千円	494千円	2,333千円	2,800千円	
財源内訳【千円】	155千円：一般財源	180千円：地域生活支援事業 国庫補助金 90千円：地域生活支援事業県補助金		2,800千円：一般財源	
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
竹原市	①：デマンド交通運行事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
持続可能な公共交通体系の構築を図るため、吉名地区及び仁賀地区においてデマンド交通の運行を実施する。

補助の要件
①竹原市内に事業所があるタクシー運行事業者 ②業務を仕様書のとおり確実に履行できること ③一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること

補助の内容
<対象経費>
人件費、運行費、車両維持費、諸経費等委託役務に係る総額
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>
https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuseisakuka/gyomuannai/17/1/2019.html

エントリー方法
一般競争入札

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和5年12月：入札公告 令和6年1月：開札、事業者決定 令和6年3月まで：契約 令和6年4月～：事業実施

補助事業の活用実績
吉名コース 令和3年度：1,625人（委託料：2,698千円） 令和4年度：1,716人（委託料：1,816千円） 令和5年度：2,236人（委託料：2,556千円） 仁賀コース 令和3年度：149人（委託料：3,164千円） 令和4年度：60人（委託料：1,802千円） 令和5年度：36人（委託料：987千円）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考
令和4年度までは実証運行。令和5年度から本格運行。

問合せ先	部署：企画部 企画政策課 秘書企画係 電話：0846-22-0942
------	---------------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
竹原市	②：乗合タクシー運行委託料

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
持続可能な交通網を維持するため、路線バスが廃止となった地区において、乗合タクシーの運行を実施する。

補助の要件
①竹原市内に事業所があるタクシー運行事業者 ②業務を仕様書のとおり確実に履行できること ③一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること

補助の内容
<対象経費> 委託料：タクシーのメーター運賃から利用料（２００円/回）を控除した額
<補助率・上限額> 委託料：タクシーのメーター運賃から利用料（２００円/回）を控除した額
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuseisakuka/gyomuunnai/17/1/2019.html

エントリー方法
市が実施する抽選会へ参加

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和６年１月：抽選会を実施し、事業者決定 令和６年３月まで：契約締結 令和６年４月～：事業実施

補助事業の活用実績
地域乗合タクシー利用者数 R3：150人（委託料：140千円） R4：71人（委託料：86千円） R5：44人（委託料：79千円）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：企画部 企画政策課 秘書企画係 電話：0846-22-0942
------	---------------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
竹原市	③：生活バス路線維持費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
市民にとって必要不可欠な生活バス路線を維持するため、路線バス事業者に対し補助金を交付する。

補助の要件
(対象路線) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第6条第1項の要件に適合する系統で、市民にとって必要不可欠な生活バス路線として市長が認め、かつ、次に掲げるすべての要件に該当するもの。 (1)本市区域内を運行するものであり、竹原市地域広域的な生活バス交通確保計画に位置づけられていること。 (2)補助金交付の時点で、広島県生活交通対策協議会が定める手続きを経ずに、当該路線を廃止していないこと又は道路運送法第15条の2第1項に規定する路線の廃止に係る事業計画の変更届を提出していないこと。 (対象事業者) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条に規定する乗合バス事業者。

補助の内容
<対象経費> 補助対象路線の経常費用の20分の11と経常収益の差。
<補助率・上限額> 補助対象経常経費の20分の9に相当する額を限度とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
所定の申請書により申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和4年10月～令和5年9月補助対象系統の運行を実施 令和6年3月頃：運航実績に基づき交付申請書を提出、交付決定及び額の確定、補助金交付

補助事業の活用実績
令和3年度：22,277千円 令和4年度：15,894千円 令和5年度：15,266千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：企画部 企画政策課 秘書企画係 電話：0846-22-0942
------	---------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
竹原市	④：竹原市地域公共交通会議負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●												

補助の目的
地域公共交通に係る課題分析やその解決に向けた取組を推進するため開催する地域公共交通会議を運営するため。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
会議費（委員報酬、費用弁償）、事務費（消耗品費等）、事業費（地域教協交通計画策定費、公共交通時刻表作成費等）、予備費
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和5年12月：令和5年度第1回地域公共交通会議開催 令和6年2月：令和5年度第2回地域公共交通会議開催

補助事業の活用実績
令和5年度：4,771千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考
令和5年度から竹原市地域公共交通会議を法定協議会として位置付け。

問合せ先	部署：企画部 企画政策課 秘書企画係 電話：0846-22-0942
------	---------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
竹原市	⑤：外出支援事業（福祉バス）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
市内の医療機関への通院、ショッピングセンターなどへの買い物等、路線バスのない地区等に対し高齢者の外出を支援するため、福祉バスを運行する。

補助の要件
・65歳以上の高齢者 ・40歳以上で介護認定を受けている人 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者

補助の内容
<対象経費>
バス利用料金
<補助率・上限額>
・要件に該当する利用者は一回の乗車につき100円を支払う。 ・要件に該当しない利用者は通常の料金を支払う。
<要綱等詳細情報URL>
https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/shakaifukushika/gyomuunnai/3_1/2/2770.html

エントリー方法
・利用開始時に申請手続きはない。 ・利用時に介護保険被保険者証または、身体障害者手帳等を提示する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
年間を通じて利用可能。

補助事業の活用実績
令和3年度：2,849人（委託料：6,022千円） 令和4年度：2,817人（委託料：6,236千円） 令和5年度：2,688人（委託料：6,535千円）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：市民福祉部 地域支えあい推進課 高齢者支援係 電話：0846-22-7743
------	--

【個票⑥】

自治体名	事業名称
竹原市	⑥：外出支援事業（福祉タクシー）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
市内の医療機関への通院、ショッピングセンターなどへの買い物等、路線バスのない地区等に対し高齢者の外出を支援するため、福祉タクシーを運行する。

補助の要件
公共交通機関が通っていない、小吹地区及び宿根地区の高齢者等

補助の内容
<対象経費>
福祉タクシー利用料
<補助率・上限額>
・利用者の負担額はない。 ・市が事業者に対して毎月委託料を支払う。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
年間を通じて運行している。

補助事業の活用実績
令和3年度：162人（委託料：145千円） 令和4年度：141人（委託料：128千円） 令和5年度：101人（委託料：113千円）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：市民福祉部 地域支えあい推進課 高齢者支援係 電話：0846-22-7743
------	--

【個票⑦】

自治体名	事業名称
竹原市	⑦：福祉有償運送

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
											●	

補助の目的
(1) 運転者講習会の受講に要する費用 (2) 車両保険料 (3) 定期点検及び整備に要する費用 (4) 車両の保管に要する費用 (5) その他市長が必要と認める費用

補助の要件
福祉有償運送を行う事業者(道路運送法第79条の登録を受けたものに限る)

補助の内容
<対象経費>
(1) 運転者講習会の受講に要する費用 (2) 車両保険料 (3) 定期点検及び整備に要する費用 (4) 車両の保管に要する費用 (5) その他市長が必要と認める費用
<補助率・上限額>
補助対象経費の額とし、60万円を限度とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
所定の申請書により申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和5年10月 次年度の補助金交付申請 令和6年4月 補助金交付 令和6年5月 前年度の精算

補助事業の活用実績
令和3年度：412,203円 令和4年度：505,676円 令和5年度：426,380円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：市民福祉部 地域支えあい推進課 生活支援係 電話：0846-22-2276
------	---

【個票⑧】

自治体名	事業名称
竹原市	⑧：福祉タクシー利用料金助成

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												重度心身障害児者で 申請した者

補助の目的
障害者の地域社会への参加等活動を助け、障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害児者が協力機関のタクシーを利用する場合、その利用料金の一部を助成する。

補助の要件
・身体障害者：身体障害者手帳 1 ～ 3 級所持者 ・知的障害者：療育手帳○A、A、○B所持者 ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者

補助の内容
<対象経費>
タクシー利用料金のうち、初乗り基本料金
<補助率・上限額>
タクシー券を年間 2 4 枚交付（人工透析治療を受けている方は、申請月から月 4 枚加算）
<要綱等詳細情報URL>
https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/shakaifukushika/gyomuunnai/4/3/sonota/2797.html

エントリー方法
所定の申請書により申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
年間を通じ申請受付

補助事業の活用実績
令和3年度：3,680枚（助成額：2,371,500円） 令和4年度：3,407枚（助成額：2,186,820円） 令和5年度：3,208枚（助成額：2,066,380円）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：市民福祉部 地域支えあい推進課 生活支援係 電話：0846-22-2276
------	---

【個票⑨】

自治体名	事業名称
竹原市	⑨：通学支援

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
小中学校の児童生徒の登下校に係り、一定基準以上の距離を有する世帯に対してタクシーによる運行委託を実施する。

補助の要件
利用者 竹原市遠距離通学支援補助要綱に該当する児童生徒 事業者 竹原市内のタクシー運行事業者

補助の内容
<対象経費>
運行事業費
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
抽選及び学校区を考慮した業者選定による

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
3月 契約事務 4月～3月 運行実施

補助事業の活用実績
小学校 R3 1人 866,230円 R4 3人 1,604,020円 R5 3人 1,941,420円 中学校 R3 1人 484,890円 R4 1人 508,440円 R5 1人 163,470人

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：教育委員会 総務学事課 電話：0846-22-2329
------	-----------------------------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
三原市	88,128人	471.5km2	186.9人/km2	31,792人	9,370人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
地域公共交通の課題としては、人口減少、高齢化の進行により、路線バス等の公共交通の利用者は減少する一方、公共交通の不便な地域においては、公共交通を利用したいが、バス停までの距離が遠いなど、移動手段に困っている高齢者も数多く存在している。 特に人口減少が著しい中山間地域では、スーパー等施設の撤退も相まって、居住地域内で日常生活に必要な通院や買物行動を完結させることが困難になっている地域も存在している。 働き方改革関連法施行に伴い乗務員等の時間外労働の上限規制等が適用される、いわゆる「2024年問題」を経て、路線バス事業者等における乗務員不足は深刻さを増しており、既に乗務員確保が難しいことを原因とするバス路線の廃止・減便が生じている。 また、本市には佐木島と小佐木島 2 つの離島が存在するが、島内人口の減少等に伴い、利用者も減少し続けており、航路をどのように維持していくのが課題を抱えている。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：生活交通バス路線運行事業費	②：コミュニティ交通推進事業費	③：生活航路運航事業費	④：障害者バス無料補填金	⑤：障害者優待乗船料補償金
予算額【千円】	138,036千円	52,920千円	46,660千円	13,206千円	2,306千円
財源内訳【千円】	一般財源 138,036千円	国補助金 7,232千円 県補助金 1,552千円 地方債 13,900千円 一般財源 30,236千円	県補助金 20,127千円 一般財源 26,533千円	一般財源 13,206千円	一般財源 2,306千円
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
三原市	88,128人	471.5km2	186.9人/km2	31,792人	9,370人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
地域公共交通の課題としては、人口減少、高齢化の進行により、路線バス等の公共交通の利用者は減少する一方、公共交通の不便な地域においては、公共交通を利用したいが、バス停までの距離が遠いなど、移動手段に困っている高齢者も数多く存在している。 特に人口減少が著しい中山間地域では、スーパー等施設の撤退も相まって、居住地域内で日常生活に必要な通院や買物行動を完結させることが困難になっている地域も存在している。 働き方改革関連法施行に伴い乗務員等の時間外労働の上限規制等が適用される、いわゆる「2024年問題」を経て、路線バス事業者等における乗務員不足は深刻さを増しており、既に乗務員確保が難しいことを原因とするバス路線の廃止・減便が生じている。 また、本市には佐木島と小佐木島 2 つの離島が存在するが、島内人口の減少等に伴い、利用者也減少し続けており、航路をどのように維持していくのが課題を抱えている。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：敬老優待乗船料補償金	⑦：重度障害者タクシー利用助成補償金	⑧：敬老優待バス補填金	⑨：通学バス運行業務委託料	
予算額【千円】	1,635千円	1,635千円	42,546千円	151,629千円	
財源内訳【千円】	一般財源 1,635千円	一般財源 1,635千円	一般財源 42,546千円	一般財源 151,629千円	
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
三原市	①：生活交通バス路線運行事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的

市民にとって必要不可欠な生活交通路線の運行を図るため、乗合バス事業者等に補助金を交付するもの。

補助の要件

- 1.三原市地域間幹線系統確保維持費補助金
地域間幹線系統のうち、複数市町にまたがるものに本市が含まれ、経常収益が経常費用の20分の11に満たない路線で、かつ、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。
(1) 三原地域生活バス交通確保計画に位置づけられていること。
(2) 補助金交付の時点で、広島県生活交通対策協議会が定める手続きを経ずに、当該路線を廃止していないこと又は道路運送法第15条の2第1項に規定する路線の廃止に係る事業計画の変更届を提出していないこと。
2.三原市広域生活交通路線確保維持費補助金
広域生活交通路線であって、複数市町にまたがるものに本市が含まれ、かつ、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。
(1) 当該路線の補助対象期間に運行によって得た経常収益の額が同期間の補助対象経常費用に達していないものであって、県が当該路線の補助対象経費の額の2分の1を補助するもの
(2) 三原地域生活バス交通確保計画に位置付けられているもの
(3) 補助対象期間の末日において運行されているもの
(4) 補助金交付の時点で、広島県生活交通対策協議会が定める手続きを経ずに、当該路線を廃止していないこと又は道路運送法第15条の2第1項に規定する路線の廃止に係る事業計画の変更届を提出していないこと。
3.三原市域内生活交通路線運行費補助金
地域住民にとって不可欠な生活バス路線として市長が認め、かつ、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。
(1) 本市区域内を運行するもの
(2) 当該路線の補助対象期間に運行によって得た経常収益の額が同期間の経常費用に達していないこと。
(3) 第2章に規定する三原市地域間幹線系統確保維持費補助金及び第3章に規定する三原市広域生活交通路線確保維持費補助金の補助対象要件に該当しないもの
(4) 補助金交付の時点で、本市との協議を経ずに、当該路線を廃止していないこと又は道路運送法第15条の2第1項に規定する路線の廃止に係る事業計画の変更届を提出し

補助の内容

<対象経費>

- 1.三原市地域間幹線系統確保維持費補助金
(1)補助対象経費は、補助対象経常費用の20分の11と経常収入の差額とする。
(2)前項の規定にかかわらず、平均乗車密度の見込数値が5人未満の地域間幹線系統の場合における補助対象経費は、補助対象経常費用と経常収益との差額と、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額との差額とする。
(3)本市補助対象額は、補助対象経費に本市負担割合を乗じた額とする。
(4)本市負担割合は、当該路線の本市キロ程を、当該路線の総キロ程で除した数とする。
3.三原市広域生活交通路線確保維持費補助金
(1)補助対象経費は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。
(2)前項の規定にかかわらず、平均乗車密度が5人未満の広域生活交通路線の場合における補助対象経費は、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を平日平均運行回数とみなした場合の当該平日平均運行回数分に相当する額とする。
(3)本市補助対象額は、第15条第1項に規定する補助対象経費の2分の1に本市負担割合を乗じた額と、同条第2項の規定により減額された額に本市負担割合を乗じた額の合算額とする。
3.三原市域内生活交通路線運行費補助金
(1)補助対象経費は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。
(2)本市補助対象額は、補助対象経費に本市負担割合を乗じた額とする。

<補助率・上限額>

- 1.三原市地域間幹線系統確保維持費補助金
補助対象経常費用の20分の11と経常収入の差額
2.三原市広域生活交通路線確保維持費補助金
補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする
3.三原市域内生活交通路線運行費補助金
補助対象経常費用の10分の7に相当する額を限度とする
<要綱等詳細情報URL>

要綱非公表

エントリー方法

【共通】補助金の交付を受けようとする会計年度の12月末日までに申請書を提出する

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

<令和6年度の補助対象期間＝令和5年 10 月～令和6年9月>
5年 10 月～6年 9 月 補助対象系統の運行を実施
6年 12 月 運行実績に基づき交付申請書を提出
7年 3 月頃 交付決定及び額の確定
7年 4 月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績

【令和5年度】3事業者34系統、144,056千円
【令和4年度】3事業者31系統、130,602千円
【令和3年度】3事業者34系統、145,792 千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

予算化にあたっては、近年の補助金額の動向を考慮し、次年度の予算額についてシミュレーションを行った。

備考

問合せ先 部署：三原市生活環境部生活環境課
電話：0848-67-6178

【個票②】

自治体名	事業名称
三原市	②：コミュニティ交通推進事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

補助の目的
交通弱者の移動手段の確保及び商店街の活性化を図るため、低料金を設定した電話予約によるデマンド型乗合交通手段を提供する事業実施主体に対し、補助金を交付する。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
補助金は、当該事業に要する次に掲げる経費について、補助事業者に対し交付するものとし、その額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。 (1) タクシー借上料 (2) オペレーター賃金及び雇用に係る経費 (3) システムに係る経費及び事務経費 (4) その他市長が特に必要と認めた経費
<補助率・上限額>
予算の範囲内において市長が定める額が上限。
<要綱等詳細情報URL>
要綱非公表

エントリー方法
補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和6年4月～令和7年3月> 6年4月 交付申請、補助金の概算払 6年4月～7年 3月 補助対象事業者が運行を実施 7年3月 実績報告書の提出、交付決定及び額の確定 7年4月頃 補助金の精算（予定）

補助事業の活用実績
【令和5年度】5団体5路線、38,910千円 【令和4年度】5団体5路線、39,643千円 【令和3年度】5団体5路線、36,303千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
予算化にあたっては、補助対象事業者と年間の必要額について事前の調整を行った。

備考

問合せ先	部署：三原市生活環境部生活環境課 電話：0848-67-6178
------	-------------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
三原市	③：生活航路運航事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的

- 1.三原市生活航路維持確保対策補助金
定期航路を確保し市民の生活の利便性の向上を図るため、旅客定期航路事業者に補助金を交付する
- 2.三原市離島航路運航費補助金
三原内港と小佐木島間の定期航路を確保し住民の交通手段の確保を図るため、旅客定期航路事業者に対して予算の範囲内において三原市離島航路運航費補助金を交付する

補助の要件

- 1.三原市生活航路維持確保対策補助金
(1)離島の暮らしの維持に不可欠な旅客定期航路であって、次の要件のすべてを満たすもの
ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策事実施地域に寄港する旅客定期航路
イ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環境第103号)に基づく離島国庫補助の対象外の航路
ウ 離島と1市町を結ぶ主要航路
(2)架橋で結ばれた地域の経済活動の維持に不可欠な旅客定期航路であって、次の要件のすべてを満たすもの
ア 本土と架橋で結ばれた島との間の航路(航路距離が5キロメートル以上のものに限る。)
イ 所要時間が陸路を利用した場合の2分の1以下の航路
ウ 複数市町をまたぐ広域的な主要航路
- 2.三原市離島航路運航費補助金
三原内港と小佐木島間を運航する定期旅客航路であること。

補助の内容

<対象経費>

- 1.三原市生活航路維持確保対策補助金
- $$\text{補 助 対 象 額} = (\text{A}' + \text{C} - \text{D}) \times \frac{\text{A}}{\text{A} + \text{B} + \text{C}}$$
- A＝旅客費における傷害保険料、自動車搬送取扱費における保険料、船費における船舶保険料、燃料潤滑油費、船員費、船舶修繕費、港費及び船舶減価償却費の合計額
A'＝旅客費における傷害保険料、自動車搬送取扱費における保険料、船費における船舶保険料、燃料潤滑油費、船員費、船舶修繕費、港費の合計額
B＝貨物弁金、役員賞与、役員退職金、交際費等運航に必要と認められない経費の合計額
C＝A又はBのいずれにも該当しない経費の合計額
D＝運航事業による収益
- 2.三原市離島航路運航費補助金
補助対象期間内において補助対象事業者が補助対象航路の運航に要する経費

<補助率・上限額>

- 1.三原市生活航路維持確保対策補助金
三原市及び広島県が査定した額を上限に予算の範囲内で市長が定めた額
- 2.三原市離島航路運航費補助金
市長が定める額を限度とする。

<要綱等詳細情報URL>

要綱非公開。

エントリー方法

- 1.三原市生活航路維持確保対策補助金
会計年度の前年度の5月末日までに航路事業改善計画を市長に提出する。
三原市生活航路維持確保対策補助金交付申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の10月末日までに市長に提出する。
- 2.三原市離島航路運航費補助金
三原市離島航路運航費補助金交付申請書を4月1日に市長に提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

- 1.三原市生活航路維持確保対策補助金
<令和6年度の補助対象期間＝令和5年10月～令和6年9月>
令和5年5月 令和6年度の航路事業改善計画の提出
5年10月～6年9月 補助対象航路の運航を実施
6年10月末 運航実績に基づき交付申請書を提出
7年3月頃 交付決定及び額の確定
7年4月頃 入金（予定）
- 2.三原市離島航路運航費補助金
6年4月 交付申請、補助金の概算払
6年4月～7年3月 補助対象事業者が運航を実施
7年3月 実績報告書の提出、交付決定及び額の確定
7年4月頃 補助金の精算（予定）

補助事業の活用実績

- 1.三原市生活航路維持確保対策補助金
【令和5年度】2事業者2航路、29,584千円
【令和4年度】2事業者2航路 28,680千円
【令和3年度】2事業者2航路、45,463千円
- 2.三原市離島航路運航費補助金
【令和5年度】1事業者1航路、5,940千円
【令和4年度】1事業者1航路、5,940千円
【令和3年度】1事業者1航路、5,940千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

補助対象事業者から次年度の年間事業費の計画書を提出させ、事前に見通しを把握したうえで予算化を実施した。

備考

問合せ先	部署：三原市生活環境部生活環境課 電話：0848-67-6178
------	-------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
三原市	④：障害者バス無料補填金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
障害者の福祉を増進するため

補助の要件
次の要件を満たすもので、申請があった方に交付 ○身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）により身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載され、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号身体障害者障害程度等級表によりその障害及び障害の程度の等級が次の表の左欄に掲げる障害の区分により、同表右欄に掲げる障害等級のもの 障害の区分 障害等級 視覚障害 ４級以上 聴覚障害 ３級以上

補助の内容
<対象経費> 三原市区域内を運行する路線バスに無料で乗車できる。 年に２回実施する、実態調査により、乗車証を利用した利用客数、乗車区間を把握し、算出した補填金額を支払っている。
<補助率・上限額> 年に２回実施する、実態調査により、乗車証を利用した利用客数、乗車区間を把握し、算出した補填金額を支払っているため、上限はない。
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/15/sonota.html

エントリー方法
路線バス運航会社と覚書を締結し、覚書に基づき支払いを行っている。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
各年度５月、１１月に利用実態調査を実施。 ５月の第１回調査後に、概算で補填金額を３回支払い、第２回調査後に年間補填金額を決定し４回目の補填金額を支払う。

補助事業の活用実績
令和４年度 13,205,655円 令和５年度 13,185,984円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
特になし

備考

問合せ先	部署：保健福祉部 障害者福祉課 電話：０８４８－６７－６０６０
------	------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
三原市	⑤：障害者優待乗船料補償金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
市の鷺浦町に居住する障害者の福祉を増進するため、市長が発行する船舶の優待乗船券及び佐木島循環バスの優待乗車証を交付する

補助の要件
鷺島に居住し、次の要件を満たすもので、申請があった方に交付 ○身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載され、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表によりその障害及び障害の程度の等級が次の表の左欄に掲げる障害の区分により、同表右欄に掲げる障害等級のもの 障害の区分 障害等級 視覚障害 4級以上 聴覚障害 3級以上

補助の内容
<対象経費> 利用者は乗船券と手帳を客提示し、旅客船を利用する。 利用があった優待乗船券の実数により、本来支払われるべき運賃と、実負担額の差額を負担するため、旅客船運航会社へ補填金の支払いを行っている。
<補助率・上限額> 利用実績により支払うため、上限無し。
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/15/sonota.html

エントリー方法
旅客船運航会社と覚書を締結し、覚書に基づき支払いを行っている。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
利用月の翌月10日までに、利用月に受け取った障害者優待乗船券に確認印を押印し、請求書とともに市へ提出する。 市は内容を確認し、請求日から30日以内に支払いを行う。

補助事業の活用実績
令和4年度 2,315,680円 令和5年度 1,797,320円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
特になし

備考

問合せ先	部署：保健福祉部 障害者福祉課 電話：0848－67－6060
------	------------------------------------

【個票⑥】

自治体名	事業名称
三原市	⑥：敬老優待乗船料補償金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
離島に居住する高齢者の福祉を増進するため、70歳以上の高齢者に対し、1乗船100円となる優待乗船券を交付している。 本来支払われるべき運賃と、実負担額の差額を負担するため、旅客船運航会社へ補填金の支払いを行っている。

補助の要件
離島に居住する70歳以上の高齢者に対し、申請により交付している。枚数は年度内の残期間により変動する（最大82枚） 補填金は、旅客船運航会社から提出があった請求書、乗船券に基づき支払う。

補助の内容
<対象経費> 利用者は乗船券と100円を旅客船運航会社に支払い、旅客船を利用する。 利用があった優待乗船券の実数により、本来支払われるべき運賃と、実負担額の差額を負担するため、旅客船運航会社へ補填金の支払いを行っている。
<補助率・上限額> 利用実績により支払うため、上限無し。
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/15/sonota.html

エントリー方法
旅客船運航会社と覚書を締結し、覚書に基づき支払いを行っている。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
利用月の翌月10日までに、利用月に受け取った敬老優待乗船券に確認印を押印し、請求書とともに市へ提出する。 市は内容を確認し、請求日から30日以内に支払いを行う。

補助事業の活用実績
令和4年度 13,713,856円 令和5年度 13,648,540円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
特になし

備考

問合せ先	部署：保健福祉部高齢者福祉課 電話：0848-67-6055
------	-----------------------------------

【個票⑦】

自治体名	事業名称
三原市	⑦：重度障害者タクシー利用助成補償金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
重度障害者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

補助の要件
重度障害者とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢機能、下肢機能、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害による上肢機能若しくは移動機能の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚労省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級に該当するもの (2) 療育手帳交付要綱(昭和49年1月30日付け福祉第308号広島県民生部長通知)により療育手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が((A))判定に該当するもの

補助の内容
<対象経費> 利用者は該当のタクシーでタクシー券と手帳を客提示し、タクシーを利用する。 利用があったタクシー券の実数により、本来支払われるべき運賃と、実負担額の差額を負担するため、タクシー事業者へ補填金の支払いを行っている。
<補助率・上限額> 利用実績により支払うため、上限無し。
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/140/157764.html

エントリー方法
タクシー事業者と契約を締結し、契約に基づき支払いを行っている。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
利用月に受け取ったタクシー券と請求書を市へ提出する。 市は内容を確認し、請求日から30日以内に支払いを行う。

補助事業の活用実績
令和5年度 167,200円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：保健福祉部 障害者福祉課 電話：０８４８－６７－６０６０
------	------------------------------------

【個票⑧】

自治体名	事業名称
三原市	⑧：敬老優待バス補填金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
70歳以上の高齢者の外出を支援するため、路線バス乗車時には1乗車100円（三原市内に限る）で利用可能となる敬老優待乗車証を交付している。 本来支払われるべき運賃と、実負担額の差額を負担するため、公共バス運行事業者へ補填金の支払いを行っている。

補助の要件
敬老優待乗車証については、三原市内在住の70歳以上の高齢者から申請があった場合に交付している。 年に2回実施する、実態調査により、乗車証を利用した利用客数、乗車区間を把握し、算出した補填金額を支払う。

補助の内容
<対象経費> 年に2回実施する、実態調査により、乗車証を利用した利用客数、乗車区間を把握し、算出した補填金額を支払っている。
<補助率・上限額> 年に2回実施する、実態調査により、乗車証を利用した利用客数、乗車区間を把握し、算出した補填金額を支払っているため、上限はない。
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/15/sonota.html

エントリー方法
路線バス運航会社と覚書を締結し、覚書に基づき支払いを行っている。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
各年度5月、11月に利用実態調査を実施。 5月の第1回調査後に、概算で補填金額を3回支払い、第2回調査後に年間補填金額を決定し4回目の補填金額を支払う。

補助事業の活用実績
令和4年度 38,904,777円 令和5年度 39,704,859円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
特になし

備考

問合せ先	部署：保健福祉部高齢者福祉課 電話：0848-67-6055
------	-----------------------------------

【個票⑨】

自治体名	事業名称
三原市	⑨：通学バス運行業務委託料

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
						●	●					スクールバス（公用車）の運転業務

補助の目的
小・中学校の統廃合により遠距離通学となった児童・生徒の通学手段を確保するため。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
スクールバス運行業務委託料 入札による長期継続契約（5年） ・幸崎小学校スクールバス ・沼北小学校スクールバス ・本郷西小学校スクールバス ・大和小学校スクールバス ・久井小学校スクールバス 入札による単年度契約 ・久井中学校スクールバス ・沼北小学校スクールタクシー
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
指名競争入札

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
・長期継続契約 2月 入札実施 委託契約締結 4月 運行開始 ・単年度契約 3月末 入札実施 4月1日 契約締結・運行開始

補助事業の活用実績
令和４年度 138,871,235円（７校15契約）※うち2件は公用車使用の運転業務のみ。 令和５年度 132,786,388円（６校14契約）※うち1件は公用車使用の運転業務のみ。

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
運行ルート及び乗車人数の検討について、各学校との連携や事業者への聞き取りなどを行い予算化のための調整を行っている。

備考

問合せ先	部署：三原市教育委員会学校教育課 電話：0848-67-6154
------	-------------------------------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
尾道市	128,324人	284.9km2	450.4人/km2	47,531人	12,936人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
中山間地域から島しょ部まで、地域ごとに課題や特徴が異なり、地域に合った交通政策の推進について検討が必要である。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：生活交通路線維持費補助金	②：生活航路維持確保対策事業費	③：キャッシュレス導入促進事業	④：離島航路	⑤：百島マイクロバス運行事業費
予算額【千円】	88,000千円	32,194千円	6,156千円	103,545千円	6,493千円
財源内訳【千円】	一般財源88,000千円	県16,097千円 一般財源16,097千円	国5,300千円 一般財源856千円	県37,831千円 一般財源65,714千円	一般財源6,493千円
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
尾道市	①：生活交通路線維持費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●	●							

補助の目的
地域に必要なバス系統・乗合タクシーの維持を図るために、乗合バス事業者に対して運行経費の補助を行う。

補助の要件
【尾道市地域間幹線系統確保維持費補助金】 地域間幹線系統維持確保計画に記載される系統のうち、市の区域内を運行し、経常収益が補助対象経費の20分の11に満たないものであって、国・県の補助対象となること。
【尾道市地域内フィーダー系統確保維持費補助金】 尾道市地域公共交通協議会の承認を得て実施する乗合タクシー運行事業
※その他各社との覚書等に記載された系統

補助の内容
<対象経費>
補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益の差額
<補助率・上限額>
各要綱・覚書に定める率及び額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
個別に調整

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和5年10月～令和6年9月> 5年10月～6年9月 補助対象系統の運行を実施 6年11月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7年3月頃 交付決定及び額の確定 7年4月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和5年度】6事業者26系統、89,888千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：企画財政部政策企画課 電話：0848-38-9316
------	----------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
尾道市	②：生活航路維持確保対策事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
公共交通の維持確保

補助の要件
広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱による

補助の内容
<対象経費>
広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱による
<補助率・上限額>
広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱による
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱による

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
5年 10 月～6年 9 月 補助対象航路の運航を実施 6年 11 月 交付申請書を提出 7年 3 月頃 交付決定及び額の確定 7年 3 月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
令和5年度：2航路で実施

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：企画財政部政策企画課 電話：0848-38-9316
------	----------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
尾道市	③：キャッシュレス導入促進事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
キャッシュレス推進のため、導入に係る経費の一部を支援する。

補助の要件
地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（平成２８年２月２９日観観産第６９０号）の対象となること

補助の内容
<対象経費>
国庫補助の対象となった経費
<補助率・上限額>
6分の１、予算の範囲内
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
個別に調整

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
個別に調整

補助事業の活用実績
【R3】16,801千円（1事業者） 【R4】15,260千円（1事業者）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：企画財政部政策企画課 電話：0848-38-9316
------	----------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
尾道市	④：離島航路

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
離島航路の維持確保

補助の要件
以下による 【国】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 【県】広島県離島航路補助金交付要綱 【市】尾道市離島航路補助金交付要綱

補助の内容
<対象経費>
以下による 【国】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 【県】広島県離島航路補助金交付要綱 【市】尾道市離島航路補助金交付要綱
<補助率・上限額>
以下による 【国】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 【県】広島県離島航路補助金交付要綱 【市】尾道市離島航路補助金交付要綱
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
以下による 【国】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 【県】広島県離島航路補助金交付要綱 【市】尾道市離島航路補助金交付要綱

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
5年 10 月～6年 9 月 補助対象航路の運航を実施 6年 11 月 交付申請書を提出 7年 5 月頃 交付決定及び額の確定 7年 5 月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
令和5年度：1 航路で実施

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：企画財政部政策企画課 電話：0848-38-9316
------	----------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
尾道市	⑤：百島マイクロバス運行事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●		

補助の目的
交通空白地における移動を確保する自家用有償旅客運送を運行するため。

補助の要件
委託契約等に基づく

補助の内容
<対象経費> 運行委託料・車両リース料・印刷製本費（回数券）
<補助率・上限額> 委託契約等に基づく
<要綱等詳細情報URL> https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/2/22667.html

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
委託契約等に基づく

補助事業の活用実績
【R5】6,145千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：企画財政部政策企画課 電話：0848-38-9316
------	----------------------------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
福山市	458,192人	517.7km2	885.0人/km2	134,276人	57,839人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
・マイカー利用が多い地域であり、公共交通の利用者数が少ない ・乗務員不足及び高齢化が進んでいる ・市民アンケートから、多くの市民が公共交通の必要性は認識しているが、買い物や通院は自家用車を利用しているケースが多い ・運転手不足のため、利用促進策（実証実験）を実施したくても実施が困難な状況にある

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：走島定期船運行費補助	②：地方バス路線運行維持対策事業費補助（生活バス関	③：地方バス路線運行維持対策事業費補助（乗合タクシー関	④：井原線鉄道基盤設備維持費補助	⑤：福山市交通サービスインバウンド対応支援事業費補助
予算額【千円】	51,321千円	238,807千円	7,159千円	27,176千円	86,849千円
財源内訳【千円】	一般財源：31,927千円 県補助金：19,394千円	一般財源：232,557千円 県補助金：6,250千円	一般財源：6,109千円 県補助金：1,050千円	一般財源：27,176千円	一般財源：86,849千円
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
福山市	458,192人	517.7km2	885.0人/km2	134,276人	57,839人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
・マイカー利用が多い地域であり、公共交通の利用者数が少ない ・乗務員不足及び高齢化が進んでいる ・市民アンケートから、多くの市民が公共交通の必要性は認識しているが、買い物や通院は自家用車を利用しているケースが多い ・運転手不足のため、利用促進策（実証実験）を実施したくても実施が困難な状況にある

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：高齢者外出支援事業（おでかけ支援事業）	⑦：遠距通学支援事業（学校再編に伴う）	⑧：遠距通学支援事業		
予算額【千円】	16,700千円	128,685千円	9,200千円		
財源内訳【千円】	一般財源：16,700千円	国：30,831千円 県：6,166千円 市（一般財源）：91,688千円	市（一般財源）：9,200千円		
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
福山市	①：走島定期船運行費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
離島地域住民にとって必要不可欠な離島航路の維持及び改善を図るため

補助の要件
離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4号に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受ける離島航路事業者

<対象経費>
国庫補助金航路検査後において確定した航路損益計算書の実績欠損額から国庫補助金を差し引いた額

<補助率・上限額>
100%

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
交付を受けようとする会計年度の10月10日までに交付申請書を提出。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和4年10月～令和5年9月> 4年 5月 離島航路確保維持計画認定申請書類を提出 4年10月～5年 9月 補助対象航路の運行を実施 6年 4月 実績に基づき交付申請書を提出 6年 4月 交付決定及び額の確定 6年 4月 入金

補助事業の活用実績
【令和6年度】1事業者 1航路 42,262千円 【令和5年度】1事業者 1航路 45,779千円 【令和4年度】1事業者 1航路 42,708千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
事業者と積極的に情報共有を行う 広島県離島航路補助金を財源として活用

備考

問合せ先	部署：福山市建設局都市部都市交通課 電話：084-928-1209
------	--------------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
福山市	②：地方バス路線運行維持対策事業費補助（生活バス関連）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用（タ クシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
本市住民にとって必要不可欠な生活交通路線の運航の確保を図るため（バス運行対策費福山市補助金交付要綱第 1 条）

補助の要件
●地域間幹線系統 - 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 6 条及び広島県運行対策費等補助金交付要綱第 5 条に規定する補助対象系統 ●広域生活交通路線 ・複数市町村にまたがるもの ・1 日当たりの輸送量が 5 人以上 1 5 0 人以下であるもの ・1 日当たりの平日平均運行回数が 1 回以上であるもの ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の対象路線でないもの ●委託生活交通路線 ・地域住民の生活に必要な交通手段を確保するために、市町が乗合バス事業者に運行を依頼した路線、市町が自ら運行する路線 ●市内生活交通路線 ・キロ程が 1 0 km 以上 ・キロ程が 1 0 km 未満であっても、その路線を廃止した場合、バス路線がいっさいなくなる区間を含む路線で、次に掲げるすべての要件を満たすもの ・本市のみ運行しているもの ・1 日当たりの輸送量が 5 人～ 1 5 0 人のもの ・1 日当たりの平日平均運行回数が 1 回以上のもの ・地域間幹線系統及び広域生活交通路線でないもの

補助の内容
<対象経費>
●地域間幹線系統 - 経常費用の 1 1 ／ 2 0 と経常収入の差額 ●広域生活交通路線 - 補助対象経常費用と経常収益との差額 ●委託生活交通路線 - 経常費用の額と経常収益の額との差額 ●市内生活交通路線 - 補助対象経常費用と経常収益との差額
<補助率・上限額>
●地域間幹線系統 - 経常費用の 1 1 ／ 2 0 に相当する額を限度 ●広域生活交通路線 - 補助対象経常費用の 9 ／ 2 0 に相当する額を限度 ●委託生活交通路線 - 地域キロ当たり標準経常費用に実車走行キロを乗じた額の 2 ／ 3 を限度 ●市内生活交通路線 - 補助対象経常費用の 9 ／ 2 0 に相当する額を限度
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
補助金交付申請書を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和 6 年度の補助対象期間＝令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月> 5 年 10 月～6 年 9 月 補助対象系統の運行を実施 6 年 11 月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7 年 3 月頃 交付決定及び額の確定 7 年 4 月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和 5 年度】4 事業者 5 0 系統、1 2 7 , 4 1 8 千円 【令和 4 年度】4 事業者 7 0 系統、2 0 7 , 6 1 0 千円 【令和 3 年度】4 事業者 5 8 系統、1 2 3 , 4 8 9 千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：福山市建設局都市部都市交通課 電話：084-928-1161
------	--------------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
福山市	③：地方バス路線運行維持対策事業費補助（乗合タクシー関連）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
本市住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため（ふくやま乗合タクシー運行事業補助金交付要綱第1条）

補助の要件
補助対象者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者で、交通会議において協議が調った事業者とする。

補助の内容
<対象経費>
(1) 本市の指定する予約・配車システムから算出した1運行ごとの実車区間の距離に対し、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について（平成26年2月28日付け中国運輸局公示第102号）に定められた最新の広島県B地区自動認可運賃表のうち、別表1に定める方法により算出した運行に係る経費 (2) 別表2に定める方法により算出した鉄道駅への乗り入れに係る経費 (3) 別表3に定める方法により算出したふくやま乗合タクシーの予約受付業務に係る経費 (4) その他市長が必要と認める経費
<補助率・上限額>
100%
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
・ふくやま乗合タクシー運行事業補助金交付申請書 ・ふくやま乗合タクシー運行事業実績報告書 ・ふくやま乗合タクシー運行月報 を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度スケジュール（4月～6月分）> 7月 ・ふくやま乗合タクシー運行事業補助金交付申請書 ・ふくやま乗合タクシー運行事業実績報告書 ・ふくやま乗合タクシー運行月報 8月 補助金交付決定通知 9月 補助金精算（支払）

補助事業の活用実績
【令和2年度】 3地区 1,481千円 【令和3年度】 5地区 2,332千円 【令和4年度】 5地区 2,649千円 【令和5年度】 6地区 3,647千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：福山市建設局都市部都市交通課 電話：084-928-1161
------	--------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
福山市	④：井原線鉄道基盤設備維持費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
								●				

補助の目的
井原線の安定した運行を確保するため

補助の要件
井原鉄道株式会社

補助の内容
<対象経費> 線路保存費・電路保存費（人件費を除く。）、車両保存費（人件費及び車両清掃料を除く。）、減価償却費、鉄道線路使用料等（これに附帯する経費を含む。）及び営業外費用（支払利息に限る。）、設備投資費
<補助率・上限額> 6.16%
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
補助金交付申請書を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和5年度スケジュール> 9月 補助金交付申請書提出 1 1月 補助金交付決定通知 3月 実績報告 4月 補助金精算（支払）

補助事業の活用実績
【令和5年度】 1件 27,789千円 【令和4年度】 1件 17,625千円 【令和3年度】 1件 20,339千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：福山市建設局都市部都市交通課 電話：084-928-1161
------	--------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
福山市	⑤：福山市交通サービスインバウンド対応支援事業費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●			●					

補助の目的
公共交通の利便性向上

補助の要件
道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、市内に本社又は営業所を置き、市内を運行するバス路線（コミュニティバスを除く。）を有する事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（福祉に係る輸送事業のみを行う事業者を除く。）のうち、市内に本社を置く事業者

補助の内容
<対象経費>
次のうち国庫補助事業の対象となった経費 ・交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）、クレジットカード等の利用を可能とするシステムの導入に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・多言語案内・翻訳用タブレット端末の導入に要する経費
<補助率・上限額>
1/3（ただしバスについては関係自治体と協議の上、市長が定める割合）
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
補助金交付申請書を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
実績なし

補助事業の活用実績
実績なし

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：福山市建設局都市部都市交通課 電話：084-928-1161
------	--------------------------------------

【個票⑥】

自治体名	事業名称
福山市	⑥：高齢者外出支援事業（おでかけ支援事業）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												実施団体への委託

補助の目的
外出の際に支援を必要とする高齢者が、積極的に地域活動や社会参加ができるよう支援することを目的とする。

補助の要件
小学校区を単位として、事業に賛同する地域住民で結成した団体が、高齢者が居住する中学校区の範囲内で、バス路線等と競合しないことを要件に、地域が運行ルートを定め、地域の通いの場・最寄りのバス停や病院、スーパー等への送迎を行うもの。

補助の内容
<対象経費>
車両の管理、運転業務及び運行管理に係る燃料費、食糧費、及び事務費等
<補助率・上限額>
運行実績（運行開始時は見込み）により積算するもの
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
地域からの手上げ方式

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
2018年3月 実施団体（地域）で導入について検討 2019年10月 実施団体（地域）から市へ運行計画等提案を提出 2019年10月 事業審査会の開催 2019年11月 市で運行車両の調達 2020年2月 事業開始

補助事業の活用実績
【令和5年度】 実績：11,046千円 実施学区：10学区 運行回数：3,106回 延べ利用者数：8,641人

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
バス路線と重複しないことを要件としているため、事業実施にあたり、都市交通課やバス事業者と事前に協議・調整を行った。

備考
運送サービスに係る費用は、利用者から対価を収受せず、必要な経費は全額を委託費で賄っており、道路運送法上の「許可・登録を要しない運送」としている。

問合せ先	部署：保健福祉局 長寿社会応援部 高齢者支援課 電話：084-928-1189
------	--

【個票⑦】

自治体名	事業名称
福山市	⑦：遠距通学支援事業（学校再編に伴う）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
						●	●					

補助の目的
福山市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に通学する児童及び生徒並びに児童等の保護者の遠距離通学に係る負担を軽減するため

補助の要件
・学校の統廃合又は移転等により，通学距離が遠距離となり継続的に路線バス、旅客鉄道、スクールバス又はタクシーによる通学が妥当であると認める者 ・その他市長が特に必要と認める者

補助の内容
<対象経費>
市が業務委託したスクールバスまたはタクシーの運行事業費
<補助率・上限額>
業務委託に係る費用
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
一般競争入札または随意契約

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
交通事業者との単年度契約または長期継続契約（3年）による委託料を毎月支払う

補助事業の活用実績
学校再編に伴うスクールバス・タクシー委託料（小学校及び義務教育学校） 令和5年度 82,150千円（小学校4校、義務教育学校1校） 令和4年度 64,564千円（小学校3校、義務教育学校1校） 令和3年度 20,788千円（小学校2校）
学校再編に伴うスクールバス・タクシー委託料（中学校）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：教育委員会学校教育部学事課 佐藤 電話：084-928-1169
------	--

【個票⑧】

自治体名	事業名称
福山市	⑧：遠距通学支援事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
福山市立小学校、中学校及び義務教育学校に通学する児童及び生徒並びに児童等の保護者の遠距離通学に係る負担を軽減するため

補助の要件
・通学距離が遠距離であるため、継続的に路線バス、旅客鉄道又はタクシーによる通学が妥当であると認める者 ・その他市長が特に必要と認める者

補助の内容
<対象経費>
市が業務委託したタクシーの運行事業費
<補助率・上限額>
業務委託に係る費用
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
随意契約（見積り合わせによる）

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
交通事業者との単年度契約による委託料を毎月支払う

補助事業の活用実績
遠距離通学のスクールタクシー委託料（小学校） 令和5年度 7,212千円（小学校6校） 令和4年度 7,475千円（小学校7校） 令和3年度 8,935千円（小学校6校）
遠距離通学のスクールタクシー委託料（中学校）

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：教育委員会学校教育部学事課 佐藤 電話：084-928-1169
------	--

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
府中市	35,847人	195.8km2	183.1人/km2	13,907人	3,276人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
府中市は、平地部、中山間部を含む多様な地域特性を有している。主な都市機能が集中している中心市街地は山と川に挟まれた平野部に位置し、そこから福山市に繋がる東南部に居住が集中している。昭和55年には人口増加がピーク（56,200人）に達し、令和2年には昭和55年の67%にあたる37,655人（R2国調）まで減少し、福山市への人口集中が顕著となっている。世帯数も減少傾向ですが、反対に単身高齢世帯が昭和55年の429世帯から令和2年の2,146世帯に増加している。 本市の公共交通の状況は、幹線的な交通機関として、ＪＲ福塩線、福山市と府中市中心部を結ぶ路線バスが運行している。また、中心部と集落地域を結ぶ路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっているが、公共交通は市民生活の重要なネットワークを担っており、都市機能が集約した中心市街地と集落地域を結ぶものとして、まちづくりに必要不可欠なものである。 とりわけ、市街地循環バスは周辺地域との交通結節点であるＪＲ府中駅、道の駅を網羅し、市民生活に欠かせない通院や買い物に効率よく利用できるようルートを設定している。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	生活路線等バス補助金	福塩線対策協議会負担金	公共交通活性化協議会負担金	広島空港整備事業費負担金	ワンコインバス補助金
予算額【千円】	97,123	243	221	1,994	2,010
財源内訳【千円】	一般財源：97,123	一般財源：243	一般財源：221	一般財源：1,994	一般財源：2,010
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
府中市	35,847人	195.8km2	183.1人/km2	13,907人	3,276人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
府中市は、平地部、中山間部を含む多様な地域特性を有している。主な都市機能が集中している中心市街地は山と川に挟まれた平野部に位置し、そこから福山市に繋がる東南部に居住が集中している。昭和55年には人口増加がピーク（56,200人）に達し、令和2年には昭和55年の67%にあたる37,655人（R2国調）まで減少し、福山市への人口集中が顕著となっている。世帯数も減少傾向ですが、反対に単身高齢世帯が昭和55年の429世帯から令和2年の2,146世帯に増加している。 本市の公共交通の状況は、幹線的な交通機関として、ＪＲ福塩線、福山市と府中市中心部を結ぶ路線バスが運行している。また、中心部と集落地域を結ぶ路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっているが、公共交通は市民生活の重要なネットワークを担っており、都市機能が集約した中心市街地と集落地域を結ぶものとして、まちづくりに必要不可欠なものである。 とりわけ、市街地循環バスは周辺地域との交通結節点であるＪＲ府中駅、道の駅を網羅し、市民生活に欠かせない通院や買い物に効率よく利用できるようルートを設定している。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	デマンドタクシー補助金	自家用有償旅客運送運行支援補助金	UDタクシー車両購入補助金	府中市立学校スクールバス・タクシー事業委託	福祉送迎車両運行事業
予算額【千円】	8,318	400	200	69,018	4,113
財源内訳【千円】	一般財源：8,318	一般財源：400	一般財源：200	一般財源：69,018	
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
府中市	35,847人	195.8km2	183.1人/km2	13,907人	3,276人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
府中市は、平地部、中山間部を含む多様な地域特性を有している。主な都市機能が集中している中心市街地は山と川に挟まれた平野部に位置し、そこから福山市に繋がる東南部に居住が集中している。昭和55年には人口増加がピーク（56,200人）に達し、令和2年には昭和55年の67%にあたる37,655人（R2国調）まで減少し、福山市への人口集中が顕著となっている。世帯数も減少傾向ですが、反対に単身高齢世帯が昭和55年の429世帯から令和2年の2,146世帯に増加している。 本市の公共交通の状況は、幹線的な交通機関として、ＪＲ福塩線、福山市と府中市中心部を結ぶ路線バスが運行している。また、中心部と集落地域を結ぶ路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっているが、公共交通は市民生活の重要なネットワークを担っており、都市機能が集約した中心市街地と集落地域を結ぶものとして、まちづくりに必要不可欠なものである。 とりわけ、市街地循環バスは周辺地域との交通結節点であるＪＲ府中駅、道の駅を網羅し、市民生活に欠かせない通院や買い物に効率よく利用できるようルートを設定している。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	通所児童送迎支援事業 (過疎地域自立促進特別事業)				
予算額【千円】	16,214				
財源内訳【千円】					
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
府中市	生活路線等バス補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
市民にとって必要不可欠である生活交通路線の運行を確保維持するため、乗合バス事業者（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する

補助の要件
乗合バス事業者とする。

補助の内容
<対象経費>
(1) 国又は県の補助対象路線については、国又は県の定める補助対象経費とする。 (2) その他の路線については、実績によるキロ当たり経常費用と当地域の乗合いバスのキロ当たり標準経常費用のいずれか少ない額に、走行キロを乗じて求めるものとする。 (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
<補助率・上限額>
(1) 前条第１号にあっては補助対象経費の２分の１とする。ただし、県要綱第５条第２項の規定による減額があったときは減額分の２分の１を加算する。 (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日付け国総計第９７号、国鉄財第３６８号、国鉄業第１０２号、国自旅第２４０号、国海内第１４９号、国空環第１０３号）の定める補助対象路線については補助対象経費から国の補助金の額を差し引いた額とする。 (3) 前条第２号にあっては補助対象経費から経常収益を差し引いた額とする。 (4) 当該バス路線が他市町にまたがっている場合は、系統キロ程に対する各市町それぞれの走行キロ程割合とする。ただし、各市町の協議により負担割合は変更できるものとする。 (5) 算出した補助金の額に１００.０円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる
<要綱等詳細情報URL>

--

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考
ICOCA導入に伴い、予算内にて補助予定

問合せ先	部署：府中市建設部都市デザイン課 電話：０８４７-４４-９１７０
------	-------------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
府中市	福塩線対策協議会負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●												

補助の目的
福塩線の存続活動を推進すること

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市建設部都市デザイン課 電話：0847-44-9170
------	-------------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
府中市	公共交通活性化協議会負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●												

補助の目的
地域のニーズに応じた住民の生活に必要なバス等の確保や利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市建設部都市デザイン課 電話：0847-44-9170
------	-------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
府中市	広島空港整備事業費負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
	●											

補助の目的
広島空港アクセスである福山路線において、アフターコロナを見据えた中長期的に持続可能な広島空港アクセスの実現に向けて、市場調査等を通じて課題を明らかにするとともに、課題解決に必要な取組や関係者の役割分担等について検討を行う。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市建設部都市デザイン課 電話：0847-44-9170
------	-------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
府中市	ワンコインバス補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
府中市の公共交通機関の利便性の向上及び利用促進を図るため、乙が運行する路線バスの運賃の低額化を行う

補助の要件

補助の内容	
<対象経費>	
対象路線は、府中～上下線とする。 1 乗車区間で現金支払運賃が5 0 0円を超えた場合を対象とする。 支払う運賃は、上記の区間において現金で乗車し、現金支払運賃が5 0 0円を超えた場合に5 0 0円とする。 と5 0 0円の差額について補填する。	
普通運賃	
<補助率・上限額>	
<要綱等詳細情報URL>	

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市建設部都市デザイン課 電話：0847-44-9170
------	-------------------------------------

【個票⑥】

自治体名	事業名称
府中市	デマンドタクシー補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
交通弱者である高齢者等が医療施設や商業施設などへの移動手段として、日常の生活を支える役割として

補助の要件
道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう 運行事業を行った月（以下「運行月」という。）の翌月の１０日までに、当該運行事業に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。 (1) 月報兼補助金交付請求書（別記様式第１号） (2) 日報（別記様式第２号）の写し

補助の内容
<対象経費> 府中市と運行契約を締結する運行事業者に対し、予算の範囲内において運行維持費補助金を交付する
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
上下地域で運行していたデマンドタクシーのコースを見直し、調査運行を開始（令和７年１月から～令和７年３月）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市建設部都市デザイン課 電話：0847-44-9170
------	-------------------------------------

【個票⑦】

自治体名	事業名称
府中市	自家用有償旅客運送運行支援補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●		

補助の目的
活力ある地域社会の実現、福祉の向上及び住民の円滑な移動手段の確保を目的とした地域主体の取組に対し、活動に必要な運送費の一部を補助することで、活動の持続性を高めるため

補助の要件
補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は前条に定める運送を実施する団体で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1) 府中市内に事業所を有すること。 (2) 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）又は一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年号外法律第 4 8 号）に定める一般社団法人をいう。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、この限りでない。 イ 補助金交付申請を行う年度の前年度から引き続き、交通空白地有償運送を実施している団体であること。 ロ 補助金交付申請を行う年度の 3 月 3 1 日までに、特定非営利活動法人又は一般社団法人となることが見込まれること。

補助の内容
<対象経費>
保険料 交通空白地有償運送に供する車両の運送に関する諸保険料 修繕整備費 交通空白地有償運送用自動車の整備、修繕に関する費用（燃料油脂費及び交通事故の修繕費を除く。） 配車通信費 利用予約の受付、運転手の手配に関する電話通信費講習費 有償運送の運転に要する免許の講習に関する費用（講習に関する旅費等を除く。） その他 交通空白地有償運送に関する経費で他の科目に適さないもの（運転又は配車に係る人件費及び報酬を除く。）
交通空白地
<補助率・上限額>
補助金の交付額は、補助対象経費の合計金額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と 4 0 万円のいずれか少ない額
<要綱等詳細情報URL>
https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/kokyokotsu/6414.html

エントリー方法
申請者は、府中市交通空白地有償運送補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 運送事業計画書 (2) 第 5 条に定める補助対象経費の算定書類 (3) 団体の定款、規則、会則、規約等の写し (4) 役員名簿及び会員名簿 (5) 交通空白地有償運送の登録を証する書類の写し

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和 5 年 4 月市に交付申請→交付決定→令和 6 年 3 月事業の完了→市に実績報告→検査→額の確定→支出

補助事業の活用実績
令和 5 年度 2 6 0 千円 年度 2 6 0 千円
令和 4

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市建設部都市デザイン課 電話：0847-44-9170
------	-------------------------------------

【個票⑧】

自治体名	事業名称
府中市	UDタクシー車両購入補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
子育て世帯、高齢者、障害者等誰もが安全安心で快適に利用できる交通環境の整備を推進するため、UDタクシーを購入するタクシー事業者に対して、市長が予算の範囲内でユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金

補助の要件
タクシー事業者であって、府中市内を営業区域としているものをいう。

補助の内容
<対象経費>
UDタクシーの車両本体の購入費
<補助率・上限額>
補助金の額は、車両1台当たり10万円
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
府中市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）を、UDタクシーを購入しようとする年度の12月末日までに、市長に提出しなければならない。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和6年度 令和6年6月協議会で購入予定を報告 令和6年12月までに交付申請書提出 令和7年度中に審査を行い支払

補助事業の活用実績
令和5年度3台導入

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市建設部都市デザイン課 電話：0847-44-9170
------	-------------------------------------

【個票⑨】

自治体名	事業名称
府中市	府中市立学校スクールバス・タクシー事業委託

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
						●	●					

補助の目的
学校統廃合等により、通学が遠距離になった児童・生徒を対象に、スクールバス・タクシーを運行することにより、通学の負担を軽減する。

補助の要件
学校統廃合等により通学が遠距離になった児童・生徒

補助の内容
<対象経費>
バス及びタクシーの運行委託料
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市教育委員会 教育部 教育政策課 電話：0847-44-9023
------	--

【個票⑩】

自治体名	事業名称
府中市	福祉送迎車両運行事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
地域と目的地（医療機関、在宅福祉サービス利用事業所、最寄りのバス停）までの往復を地域ごとのコース、時間により送迎します。

補助の要件
交通機関の利用が不便な地域の概ね65歳以上の高齢者で目的地まで定期的な利用(月2回以上)が見込まれる人であって、車輛への乗り降りが自力で可能な対象地域の人を送迎

補助の内容
<対象経費>
契約により設定した金額
<補助率・上限額>
補助率100%（1地域月2往復上限） 自己負担ゼロ
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
利用対象者については、市で選定し決定する。 運行事業者については、市内2事業者に委託して実施している。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
約20年前から実施

補助事業の活用実績
【令和6年度予算】4,112,400円 【令和5年度予算】3,620,700円 【令和4年度予算】3,693,600円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：府中市 健康福祉部 介護保険課 電話：0847-40-0222
------	---------------------------------------

【個票⑪】

自治体名	事業名称
府中市	通所児童送迎支援事業（過疎地域自立促進特別事業）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
・保育所の統廃合等により通所が遠距離となる児童の送迎にかかる保護者負担を軽減し、地域で生活しようとする住民生活の支援及び保育・子育て支援への多様なニーズに対応できる保育体制の確立に向けた事業であり、過疎対策事業債(ソフト分)を活用して事業を継続している。

補助の要件
・対象となる保育所は下川辺保育所及び上下保育所 【利用条件】 下川辺保育所：保育所から3 km以上で、就労などで児童の送迎が困難な家庭。 上下保育所：上下町内の一部地域（上下・深江・国留・二森）以外の地域在住で送迎支援を希望する家庭。 ・運行はタクシー業者に委託。 毎年度、利用申請を行い、運行ルートと時刻表を定め保育所の開所日は毎日運行する。

補助の内容
<対象経費>
当該年度にかかる事業費から、国費、県費及びその他特定財源を控除した額
<補助率・上限額>
充当率：100% 上限額：基準財政需要額を考慮して算定されるため、年度により異なる 令和5年度の府中市における過疎ソフト限度額は67,000,000円
<要綱等詳細情報URL>
令和6年度地方債同意等基準運用要綱： https://www.soumu.go.jp/main_content/000941208.pdf

エントリー方法
起債申請に必要な書類(起債計画書及び過疎対策事業調書)を添えて提出する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和5年度 R5年4月 交付申請の提出 R5年10月 所要額の確認 R6年3月 起債借入に係る実績調書の提出 R6年5月 歳入調定

補助事業の活用実績
【令和5年度】5,900千円 【令和4年度】7,200千円 【令和3年度】15,700千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
予算要求時期に来年度の乗車対象児童の確認を行い、見込み人数及びコースを検討し、委託業者へ参考見積の提出依頼を行うようにしている。

備考

問合せ先	部署：府中市健康福祉部子育て応援課 電話：(0847)44-9148
------	---------------------------------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
三次市	48,303人	778.18km2	62.1人/km2	17,851人	5,405人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
平成16年4月の旧三次市を含む1市4町3村が合併して以来，三次市は778.18km ² と広大な市有面積を有しており，住民の移動を支える地域公共交通の役割はより高まったと言える。しかし，この間の人口減少やモータリゼーションの影響により，公共交通の利用者は減少する一方，その維持対策に係る経費は増加の一途をたどっている。また，旧町村部には市民バス，旧三次市中心部には循環バスが運行しているが，旧三次市の周辺部の交通空白地対策も課題となっておる。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：生活交通確保対策事業	②： J R 芸備線・福塩線利用 促進事業	③：高齢者運転免許自主返納 支援事業	④：児童生徒学生の通学定期 券・運賃の補助	⑤：スクールバスの運行費用， 事業者への委託費用
予算額【千円】	267,284千円	11,980千円	1,690千円	3,862千円	137,900千円
財源内訳【千円】					
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
三次市	48,303人	778.18km2	62.1人/km2	17,851人	5,405人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
平成16年4月の旧三次市を含む1市4町3村が合併して以来，三次市は778.18km ² と広大な市有面積を有しており，住民の移動を支える地域公共交通の役割はより高まったと言える。しかし，この間の人口減少やモータリゼーションの影響により，公共交通の利用者は減少する一方，その維持対策に係る経費は増加の一途をたどっている。また，旧町村部には市民バス，旧三次市中心部には循環バスが運行しているが，旧三次市の周辺部の交通空白地対策も課題となっておる。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：腎臓疾患透析患者通院費助成	⑦：就労支援施設通所費助成	⑧：障害児施設利用負担金等助成		
予算額【千円】	3,800千円	2,400千円	249千円		
財源内訳【千円】					
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
三次市	①：生活交通確保対策事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●			●	●						●		申請者個人

補助の目的
地域公共交通計画に基づき、通勤や通院、通学、買い物といった市民の日常生活に係る移動手段を維持・確保するため、路線バスに対する運行支援や市民バスの運行業務を行うほか、相乗りタクシー事業による公共交通空白地の解消を図ることを目的とする。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
・市民バス運行業務に伴う業務委託料 ・三次市地域公共交通会議、三江線沿線地域公共交通活性化協議会、三江線代替バス（式敷三次線）への負担金 ・生活交通維持対策への補助金 ・相乗りタクシー事業への助成費
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
【令和5年度実績】 ・市民バス運行業務委託料 54,264千円 ・三次市地域公共交通会議負担金（自家用有償旅客運送の運行支援1,982千円含む） 5,629千円 ・三江線沿線地域公共交通活性化協議会負担金 200千円 ・三江線代替バス（式敷三次線）運行負担金 9,548千円 ・生活交通維持対策補助金（路線バス、ふれあいタクシーみらかの運行維持に係る補助金） 213,624千円 ・相乗りタクシー事業助成費 1,295千円 ※申請件数42件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：地域共創部 まちづくり交通課 電話：0824-62-6247
------	--------------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
三次市	②：ＪＲ芸備線・福塩線利用促進事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●				●				●				

補助の目的
地域間幹線交通であるＪＲ芸備線・福塩線について、利用者が減少傾向にあることから、沿線自治体と連携し、その利用拡大と利用促進に向けた事業を行い、路線の維持と沿線地域の活性化を図ることを目的とする。

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
・ＪＲ利用促進事業実施に伴う業務委託料 ・沿線市により構成された協議会（芸備線対策協議会・福塩線対策協議会）への負担金 ・ＪＲを含め地域間幹線公共交通機関利用促進事業に対する補助金
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
【令和5年度実績】 ・ＪＲ利用促進事業 3,493千円 ・芸備線対策協議会負担金 972千円 ・福塩線対策協議会負担金 219千円 ・三次市地域間幹線公共交通機関利用促進事業補助金（「バス&レールどっちも割きっぷ」販売支援） 7,856千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
三次市地域間幹線公共交通機関利用促進事業補助金（「バス&レールどっちも割きっぷ」販売支援）については、想定以上の利用があり、補正予算を計上し対応した。

備考

問合せ先	部署：地域共創部 まちづくり交通課 電話：0824-62-6247
------	--------------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
三次市	③：高齢者運転免許自主返納支援事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												申請者

補助の目的
高齢ドライバーの交通事故防止と公共交通機関の利用促進を図るため、運転免許を自主的に返納した65歳以上の高齢者に対し、タクシー利用助成券など公共交通利用促進に係る支援を実施することを目的とする。

補助の要件
次の2つの条件をすべて満たす方が対象です。 ①運転免許証返納時に三次市内に住民登録している65歳以上の方 ②有効期限内の運転免許証を警察に自主返納した方 ※運転免許を自主的に返納してから3ヵ月以内に申請

補助の内容
<対象経費> 申請者に対して交付される広島県交通系ICカード及びタクシー利用助成券に係る費用
<補助率・上限額> ①三次市民バス等の無料利用者証（申請から2年度間） ②1万円相当の広島県交通系ICカード「パスピー」 ③1万円相当の三次市内タクシー利用助成券（申請から3年度間） ※1回限り
<要綱等詳細情報URL> 三次市高齢者運転免許自主返納支援事業について https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/8/1374.html

エントリー方法
1.警察署または免許センターで有効期間内の運転免許証を自主的に返納 2.三次市役所（まちづくり交通課または各支所）で申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
4月1日～翌年3月31日 申請受付開始・交付

補助事業の活用実績
【令和5年度実績】 高齢者運転免許自主返納支援事業助成費 1,578千円 ※申請件数179件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：地域共創部 まちづくり交通課 電話：0824-62-6247
------	--------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
三次市	④：児童生徒学生の通学定期券・運賃の補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												小中学校の児童 及び生徒

補助の目的
就学のため遠距離通学をする三次市立小中学校の児童及び生徒に対し通学費の一部を補助することにより、保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

補助の要件
小学校児童 通学距離片道4km以上 中学校生徒 通学距離片道6km以上

補助の内容
<対象経費>
小学校児童 通学距離片道4km以上 年額7,800円 中学校生徒 通学距離片道6km以上 (1)自転車使用を常例とする生徒…月額1,000円 (2)交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とする生徒…1箇月の運賃から1,000円を減じて得た額 (3)自転車及び交通機関を併せて利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至る距離が片道4kmを超える生徒… …(2)により算出された額に年額8,000円を加算して得た額。
<補助率・上限額>
1年を通じ11月を限度とする。 小学校児童 年額7,800円 中学校生徒 (1)自転車使用を常例とする生徒…月額1,000円 (2)交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とする生徒…1箇月の運賃から1,000円を減じて得た額 (3)自転車及び交通機関を併せて利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至る距離が片道4kmを超える生徒… …(2)により算出された額に年額8,000円を加算して得た額。
<要綱等詳細情報URL>
三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則

エントリー方法
この補助を受けようとする児童及び生徒の保護者は、毎年 4 月30日までに市立小中学校遠距離通学費補助申請書を学校長に提出するものとする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
R6年度申請者数 小学校児童4km以上 18人 交通機関利用 4人 中学校生徒6km以上 37人 交通機関利用 13人

補助事業の活用実績
R5年度実績 小学校児童4km以上 20人 165,926円 交通機関利用 3人 165,030円 中学校生徒6km以上 44人 383,000円 交通機関利用 18人 3,003,239円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
特になし

備考

問合せ先	部署：教育部学校教育課 電話：0824-62-6184
------	--------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
三次市	⑤：スクールバスの運行費用，事業者への委託費用

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
						●	●					

補助の目的
統廃合を行った学校区の児童の通学手段を確保することを目的とする。

補助の要件
統廃合を行った学校区に住所を有する児童・生徒。

補助の内容
<対象経費>
スクール便運行に係るバス・タクシーの運賃。 市保有バスの運行及び管理に係る委託業務料。
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
特定として運行していた路線について 児童数が減少している路線については，貸切またはタクシーで運行している。

補助事業の活用実績
R5年度実績 小学校 125,655,940円 中学校 2,680,000円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：教育部学校教育課 電話：0824-62-6184
------	--------------------------------

【個票⑥】

自治体名	事業名称
三次市	⑥：腎臓疾患透析患者通院費助成

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												申請者本人

補助の目的
腎臓機能障害者のため人工透析治療を必要とする者がその治療のために人工透析治療を行う病院等へ通院する場合に、腎臓障害者通院助成金を支給することにより、腎臓機能障害の属する世帯の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

補助の要件
腎臓機能障害のため人工透析を受けている者であり、市内に住所を有する者

補助の内容
<対象経費>
自宅から人工透析治療を行う病院等へ通院するためにかかる運賃
<補助率・上限額>
次の各号の規定より算出した額の2分の1とする。 ①定期旅客運賃から法令により支給される額を差し引いた額とする。 ②定期旅客運賃の区間は、自宅と病院等の間の最寄りの駅又は停留所から最寄りの駅又は停留所までとする。 ③通院の対象回数は週3回を限度とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
助成金の支給を受けようとする腎臓障害者またはその家族は、腎臓障害者通院助成金支給申請書を提出しなければならない。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
随時、申請を受け付け、医師による通院証明を受けた日数分の助成金を、毎年3月、6月、9月、12月の4回に分けて申請者指定口座に支払う。

補助事業の活用実績
【令和5年度実績】 利用申請者：99人 申請件数：867件 決算額：2,637,210円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：三次市 社会福祉課 障害者福祉係 電話：0824-65-2051
------	--

【個票⑦】

自治体名	事業名称
三次市	⑦：就労支援施設通所費助成

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												申請者本人

補助の目的
市内に住所を有する在宅の障害者の就労を促進するため。

補助の要件
就労支援施設に通所する障害者等であって、次の各号のすべてに該当する者 ①市内に住所を有し、かつ、満15歳以上の者 ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者若しくは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する者 ※前項の規定にかかわらず、通所の交通手段が就労支援施設による送迎バス利用のみである者については、対象者としない。

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
次の各号の規定より算出した額の2分の1とする。 ①定期旅客運賃から法令により支給される額を差し引いた額とする。 ②定期旅客運賃の区間は、自宅と就労支援施設間の最寄りの駅又は停留所から最寄りの駅又は停留所までとする。 ③バス、鉄道等交通手段がない地域の者が、自家用自動車を使用した場合は、1キロメートル当たり20円とし、1日当たり600円を限度とする。 ④通所の対象回数は週5回を限度とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
助成金の支給を受けようとする者は、障害者就労支援施設通所費助成金支給申請書及び障害者就労支援施設通所証明願（証明書）を提出しなければならない。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
随時、申請を受け付け、毎年7月、10月、1月、4月の四半期にそれぞれ前月分までを支払う。

補助事業の活用実績
【令和5年度実績】 利用申請者：84人 申請件数：278件 決算額：2,300,132円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：三次市 社会福祉課 障害者福祉係 電話：0824-65-2051
------	--

【個票⑧】

自治体名	事業名称
三次市	⑧：障害児施設利用負担金等助成

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												申請者本人

補助の目的
児童発達支援センター又はハビリ及び療育相談を行う医療機関等のいずれかに通所する障害児を対象に、通所に要する利用者負担の費用の一部を助成することにより、保護者の精神的及び経済的負担の軽減を図り、障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

補助の要件
市内に住所を有し、保育所又は幼稚園等に在籍している障害児の保護者等とする。

補助の内容
<対象経費>
当該障害児が市外の通所施設等へ通所するために必要とする自家用車又は公共交通機関等の利用にかかる経費
<補助率・上限額>
通所 1 日当たり定額650円に通所した日数を乗じて得た額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
三次市障害児施設等利用者負担等助成申請書及び障害児施設等の利用内容が確認できる書類を提出しなければならない。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
随時、申請を受け付け、毎年 7 月， 1 0 月， 1 月， 4 月とし、それぞれ前月分までを支払う。

補助事業の活用実績
【令和 5 年度実績】 利用申請者：8人 申請件数： 1 0 件 決算額： 127,504円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：三次市 社会福祉課 障害者福祉係 電話： 0 8 2 4 － 6 5 － 2 0 5 1
------	--

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
庄原市	32,005人	1,246.5km2	25.7人/km2	14,150人	3,064人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
当市は、令和 3 年 5 月に「地域公共交通は地域の基本的な社会基盤である」との視点から、地域や利用者の特性に応じた生活交通ネットワークの形成に加え、持続可能性のある地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的として庄原市地域公共交通計画を策定。 また、長期的に実現可能な地域公共交通となるよう、本市の財政状況も踏まえつつ、本計画の実現のため、地域公共交通に関わる多様な主体が連携・協働して課題を共有化し、役割を分担しながら「地域の交通を守り育てる」取組を推進する。 上記の計画にて、当市において優先的に取り組むべき地域公共交通の課題を次のとおりとした。 ＜優先課題 1＞ 市民の生活を支えることのできる生活交通の確保 ＜優先課題 2＞ 地域公共交通の持続可能性の向上 ＜優先課題 3＞ 多様な主体が連携し、自ら地域公共交通を守り育む意識の醸成 ＜優先課題 4＞ 地域公共交通による“交流”と“楽しさ”のあるまちづくり

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：市営バス運行事業委託料	②：予約乗合タクシー運行事業委託料	③：第 2 種生活交通路線維持費補助金	④：生活交通路線格上げ等補助金	⑤：廃止代替等路線運行費補助金
予算額【千円】	39,129千円	18,655千円	2,331千円	82,686千円	65,436千円
財源内訳【千円】	県費：3,625千円 その他：2,752千円 一般財源：32,752千円	県費：1,730千円 一般財源：16,925千円	一般財源：2,331千円	一般財源：82,686千円	県費：6,535千円 一般財源：58,091千円
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
庄原市	32,005人	1,246.5km2	25.7人/km2	14,150人	3,064人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
当市は、令和 3 年 5 月に「地域公共交通は地域の基本的な社会基盤である」との視点から、地域や利用者の特性に応じた生活交通ネットワークの形成に加え、持続可能性のある地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的として庄原市地域公共交通計画を策定。 また、長期的に実現可能な地域公共交通となるよう、本市の財政状況も踏まえつつ、本計画の実現のため、地域公共交通に関わる多様な主体が連携・協働して課題を共有化し、役割を分担しながら「地域の交通を守り育てる」取組を推進する。 上記の計画にて、当市において優先的に取り組むべき地域公共交通の課題を次のとおりとした。 ＜優先課題 1＞ 市民の生活を支えることのできる生活交通の確保 ＜優先課題 2＞ 地域公共交通の持続可能性の向上 ＜優先課題 3＞ 多様な主体が連携し、自ら地域公共交通を守り育む意識の醸成 ＜優先課題 4＞ 地域公共交通による“交流”と“楽しさ”のあるまちづくり

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：生活バス運行事業補助金	⑦：市街地循環バス運行事業補助金	⑧：市民タクシー事業補助金	⑨：公共交通空白地有償運送補助金	⑩：J R 利用促進事業補助金
予算額【千円】	10,060千円	22,274千円	9,105千円	1,204千円	400千円
財源内訳【千円】	一般財源：10,060千円	県費：625千円 一般財源：21,649千円	県費：1,632千円 一般財源：7,470千円	県費：640千円 一般財源：564千円	一般財源：400千円
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
庄原市	32,005人	1,246.5km2	25.7人/km2	14,150人	3,064人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
当市は、令和 3 年 5 月に「地域公共交通は地域の基本的な社会基盤である」との視点から、地域や利用者の特性に応じた生活交通ネットワークの形成に加え、持続可能性のある地域旅客運送サービスの提供を確保することを目的として庄原市地域公共交通計画を策定。 また、長期的に実現可能な地域公共交通となるよう、本市の財政状況も踏まえつつ、本計画の実現のため、地域公共交通に関わる多様な主体が連携・協働して課題を共有化し、役割を分担しながら「地域の交通を守り育てる」取組を推進する。 上記の計画にて、当市において優先的に取り組むべき地域公共交通の課題を次のとおりとした。 ＜優先課題 1＞ 市民の生活を支えることのできる生活交通の確保 ＜優先課題 2＞ 地域公共交通の持続可能性の向上 ＜優先課題 3＞ 多様な主体が連携し、自ら地域公共交通を守り育む意識の醸成 ＜優先課題 4＞ 地域公共交通による“交流”と“楽しさ”のあるまちづくり

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑪： J R 芸備線・高速バス割引事業補助金	⑫： J R 通学定期券購入補助金	⑬：スクールバス運行委託	⑭：通学補助	
予算額【千円】	454千円	993千円	158,477千円	21,632千円	
財源内訳【千円】	一般財源：454千円	一般財源：993千円	国庫補助：9,243千円 県費：1,847千円 一般財源：147,387千円	一般財源：21,632千円	
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
庄原市	①：市営バス運行事業委託料

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●		

補助の目的
公共交通不便地域における市民の交通手段を確保し、市民の公共の福祉向上に資するため、市営バスの運行を委託する。

補助の要件
運行管理業務委託仕様書の業務が可能な事業者

補助の内容
<対象経費>
運行にかかる諸経費
<補助率・上限額>
予定価格による
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
当該年度の運行委託契約を行う

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の委託期間＝令和6年 4 月～令和7年3月> 6年 4 月 運行委託契約 6年 4月～7年3月 運行実績報告書に基づき委託料を支出 7年 3 月頃 精算事務

補助事業の活用実績
【令和5年度】3事業者、39,010千円 【令和4年度】3事業者、39,040千円 【令和3年度】3事業者、39,362千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
長期継続契約による3年契約を実施している。また、みなしスクールとしても運行していることから教育部門からも予算化対応を行っている。

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
庄原市	②：予約乗合タクシー運行事業委託料

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
自ら移動手段を持たない市民の交通手段を確保するとともに、市内における公共交通の利便性向上及び交通空白地域の解消を図る

補助の要件
運行管理業務委託仕様書の業務が可能な事業者

補助の内容
<対象経費>
運行にかかる諸経費
<補助率・上限額>
市内統一のキロ単価を定め、走行距離に応じて委託料を支出
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
当該年度の運行委託契約を行う

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の委託期間＝令和6年 4 月～令和7年3月> 6年 4 月 運行委託契約 6年 4月～7年3月 運行実績報告書に基づき委託料を支出

補助事業の活用実績
【令和5年度】6事業者、13,278千円 【令和4年度】6事業者、14,550千円 【令和3年度】6事業者、16,537千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
令和5年度内に変更されたタクシーの自動認可運賃の上昇を鑑み、市内統一のキロ単価の見直しを実施した。

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票③】

自治体名	事業名称
庄原市	③：第2種生活交通路線維持費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
乗合バス事業者等に予算の範囲内においてバス運行補助金を交付し、住民にとって必要不可欠な生活交通の確保を図る。

補助の要件
第2種生活交通路線であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (1) 当該路線の補助対象期間に運行によって得た経常収益の額が同期間の補助対象経常費用に達していないもの (2) 市長が定める広域的な生活バス交通確保に係る計画またはこれに相当するものとして県が認める基本方針等に位置付けられているもの (3) 補助金交付の時点で、広島県生活交通対策協議会が定める手続を経ずに、当該路線を廃止していないこと又は法第15条の2第1項に規定する路線の廃止に係る事業計画の変更届を提出していないこと。 (4) 第2種生活交通路線の要件成否は、補助対象期間の末日における状態に応じて決定する。

補助の内容
<対象経費> 1 補助対象経常費用と経常収益との差額とする。 2 平均乗車密度が5人未満の第2種生活交通路線については、当該路線の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を平日平均運行回数とみなした場合の当該平日平均運行回数分に相当する額とする。 3 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の9／20に相当する額を限度とする。 4 本市に係る補助対象経費の額は、当該補助対象路線の補助対象経費の額に次の算式により得られた比率を乗じて得た額とする。 当該補助対象路線の本市区域内のキロ程／当該補助対象路線の総キロ程 5 前4の規定にかかわらず関係市町との協議により配分割合を変更することができる。
<補助率・上限額> 補助対象経費の額の1／2以内の合計額とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
補助金の交付を受けようとする日の属する市の会計年度の1月20日とする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和6年10月～令和7年9月> 6年10月～7年9月 補助対象系統の運行を実施 7年1月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7年3月頃 交付決定及び額の確定 7年4月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和5年度】2事業者、2,728千円 【令和4年度】2事業者、3,565千円 【令和3年度】2事業者、4,053千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
庄原市	④：生活交通路線格上げ等補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
乗合バス事業者等に予算の範囲内においてバス運行補助金を交付し、住民にとって必要不可欠な生活交通の確保を図る。

補助の要件
(1) 第1種生活交通路線のうち、経常収益が経常費用の11／20に満たない路線であって、関係市町との協議が整うもの (2) その他、市運行生活交通路線を除く生活交通路線であって、特に市長が必要と認め、関係市町との協議が整うもの

補助の内容
<対象経費>
1 第1種生活交通路線のうち、経常収益が経常費用の11／20に満たない路線については、次の算式により算出した額（千円未満の端数があるときはその端数は切り上げる）とする。 経常費用×11／20－経常収益 2 市運行生活交通路線を除く生活交通路線であって特に市長が必要と認める路線については、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、国または県が交付する補助金及び県交付要綱第26条第1号に基づき関係市町が交付する補助金がある場合は、これらの額を除いた額とする。また、関係市町が協議して限度額を定めた場合は、この額を限度とする。 3 本市に係る補助対象経費の額は、当該補助対象路線の補助対象経費の額に次の算式により得られた比率を乗じて得た額とする。 当該補助対象路線の本市区域内のキロ程／当該補助対象路線の総キロ程 4 前3の規定にかかわらず関係市町との協議により配分割合を変更することができる。

<補助率・上限額>
予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
(1) 補助対象期間が9月30日を末日とする1年間である場合は、補助金の交付を受けようとする日の属する市の会計年度の1月20日とする。 (2) 補助対象期間が3月31日を末日とする1年間である場合は、四半期終了毎にすみやかに提出するものとする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和6年10月～令和7年9月> 6年10月～7年9月 補助対象系統の運行を実施 7年1月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7年3月頃 交付決定及び額の確定 7年4月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和5年度】2事業者、112,616千円 【令和4年度】2事業者、87,781千円 【令和3年度】2事業者、76,671千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
庄原市	⑤：廃止代替等路線運行費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的

乗合バス事業者等に予算の範囲内においてバス運行補助金を交付し、住民にとって必要不可欠な生活交通の確保を図る。

補助の要件

市運行生活交通路線であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
（１）市運行生活交通路線のうち、次のいずれかの路線であるもの
ア 廃止代替等バス路線
イ 地域生活バス路線
ウ 市街地循環バス路線
（２）当該路線の補助対象期間に運行によって得た経常収益の額が同期間の経常費用に達していないもの
（３）第４条に規定する事業計画の承認を得ているもの

補助の内容

<対象経費>

- １ 補助対象経常費用と経常収益との差額とする。
- ２ 本市に係る補助対象経費の額は、当該補助対象路線の補助対象経費の額に次の算式により得られた比率を乗じて得た額とする。
当該補助対象路線の本市区域内のキロ程／当該補助対象路線の総キロ程
- ３ 前２の規定にかかわらず関係市町との協議により配分割合を変更することができる。

<補助率・上限額>

予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする。

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

- （１）補助対象期間が９月30日を末日とする１年間である場合は、補助金の交付を受けようとする日の属する市の会計年度の１月10日とする。
- （２）補助対象期間が３月31日を末日とする１年間である場合は、四半期終了毎にすみやかに提出するものとする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

<令和６年度の補助対象期間＝令和６年10月～令和７年９月の場合>

６年10月～７年9月 補助対象系統の運行を実施
７年１月 運行実績に基づき交付申請書を提出
７年３月頃 交付決定及び額の確定
７年４月頃 入金（予定）

<令和６年度の補助対象期間＝令和６年４月～令和７年３月の場合>

６年４月～７年３月 補助対象系統の運行を実施
６年７月 運行実績に基づき交付申請書（第１四半期）を提出、交付決定及び額の確定、入金
６年10月 運行実績に基づき交付申請書（第２四半期）を提出、交付決定及び額の確定、入金
７年１月 運行実績に基づき交付申請書（第３四半期）を提出、交付決定及び額の確定、入金
７年４月 運行実績に基づき交付申請書（第４四半期）を提出、交付決定及び額の確定、入金

補助事業の活用実績

【令和５年度】３事業者、84,370千円
【令和４年度】３事業者、66,415千円
【令和３年度】３事業者、70,565千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先 部署：生活福祉部地域交通課地域交通係
電話：0824-73-1156

【個票⑥】

自治体名	事業名称
庄原市	⑥：生活バス運行事業補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
乗合バス事業者等に予算の範囲内においてバス運行補助金を交付し、住民にとって必要不可欠な生活交通の確保を図る。

補助の要件
市運行生活交通路線であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (１) 市運行生活交通路線のうち、次のいずれかの路線であるもの ア 廃止代替等バス路線 イ 地域生活バス路線 ウ 市街地循環バス路線 (２) 当該路線の補助対象期間に運行によって得た経常収益の額が同期間の経常費用に達していないもの (３) 第４条に規定する事業計画の承認を得ているもの

補助の内容
<対象経費> １ 補助対象経常費用と経常収益との差額とする。 ２ 本市に係る補助対象経費の額は、当該補助対象路線の補助対象経費の額に次の算式により得られた比率を乗じて得た額とする。 当該補助対象路線の本市区域内のキロ程／当該補助対象路線の総キロ程 ３ 前２の規定にかかわらず関係市町との協議により配分割合を変更することができる。

<補助率・上限額>
予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする。

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
(１) 補助対象期間が９月30日を末日とする１年間である場合は、補助金の交付を受けようとする日の属する市の会計年度の１月10日とする。 (２) 補助対象期間が３月31日を末日とする１年間である場合は、四半期終了毎にすみやかに提出するものとする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和６年度の補助対象期間＝令和６年４月～令和７年３月> ６年４月～７年３月 補助対象系統の運行を実施 ６年７月 運行実績に基づき交付申請書（第１四半期）を提出、交付決定及び額の確定、入金 ６年10月 運行実績に基づき交付申請書（第２四半期）を提出、交付決定及び額の確定、入金 ７年１月 運行実績に基づき交付申請書（第３四半期）を提出、交付決定及び額の確定、入金 ７年４月 運行実績に基づき交付申請書（第４四半期）を提出、交付決定及び額の確定、入金

補助事業の活用実績
【令和５年度】１事業者、11,867千円 【令和４年度】１事業者、12,193千円 【令和３年度】１事業者、11,530千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票⑦】

自治体名	事業名称
庄原市	⑦：市街地循環バス運行事業補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
乗合バス事業者等に予算の範囲内においてバス運行補助金を交付し、住民にとって必要不可欠な生活交通の確保を図る。

補助の要件
市運行生活交通路線であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (１) 市運行生活交通路線のうち、次のいずれかの路線であるもの ア 廃止代替等バス路線 イ 地域生活バス路線 ウ 市街地循環バス路線 (２) 当該路線の補助対象期間に運行によって得た経常収益の額が同期間の経常費用に達していないもの (３) 第４条に規定する事業計画の承認を得ているもの

補助の内容
<対象経費> １ 補助対象経常費用と経常収益との差額とする。 ２ 本市に係る補助対象経費の額は、当該補助対象路線の補助対象経費の額に次の算式により得られた比率を乗じて得た額とする。 当該補助対象路線の本市区域内のキロ程／当該補助対象路線の総キロ程 ３ 前２の規定にかかわらず関係市町との協議により配分割合を変更することができる。
<補助率・上限額> 予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
(１) 補助対象期間が９月30日を末日とする１年間である場合は、補助金の交付を受けようとする日の属する市の会計年度の１月10日とする。 (２) 補助対象期間が３月31日を末日とする１年間である場合は、四半期終了毎にすみやかに提出するものとする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和６年度の補助対象期間＝令和６年10月～令和７年９月の場合> ６年10月～７年9月 補助対象系統の運行を実施 ７年１月 運行実績に基づき交付申請書を提出 ７年３月頃 交付決定及び額の確定 ７年４月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和５年度】１事業者、22,457千円 【令和４年度】１事業者、24,307千円 【令和３年度】１事業者、24,075千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票⑧】

自治体名	事業名称
庄原市	⑧：市民タクシー事業補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●					

補助の目的
市民タクシー運行事業を実施する自治振興区に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域主体の生活交通確保を図る。

補助の要件
次の要件にある地区を含む自治振興区等が事業を実施できます。 ①最寄りの駅又はバスの乗降場所までの距離が1 k m以上離れた住居があること。 ②利用を希望する住民(利用登録者)が2 名以上いること。 ③既に生活交通が運行している地域は、既存路線の見直しを行うことを前提とすること。

補助の内容
<対象経費> ①補助対象事業に要したタクシー 事業者に支払う運行経費の3/5以内の金額 (100円未満の金額があるときはその金額を切捨て) ②事業計画の策定に係る費用として当該年度につき20,000円を補助 ③運行に係る費用として1 回 (1 往復) の運行につき500円を補助 ④事業実施初年度に限り、運行準備費として10,000円を補助
<補助率・上限額> 予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
市民タクシー事業の運行内容を決定後、運行事業計画認定申請書及び交付申請書を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助期間＝令和6年 4 月～令和7年3月> 6年 4 月 運行事業計画認定申請書、交付申請書を提出 6年 4月～7年3月 運行実績報告書に基づき補助金を概算払いで支出 7年 4月頃 精算事務

補助事業の活用実績
【令和5年度】12地区、6,840千円 【令和4年度】12地区、8,062千円 【令和3年度】12地区、8,795千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票⑨】

自治体名	事業名称
庄原市	⑨：公共交通空白地有償運送補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●		

補助の目的
公共交通空白地有償運送を運営する者に、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上を図る。

補助の要件
道路運送法第79条の規定に基づき、公共交通空白地有償運送の登録を受けた者で、市内で公共交通空白地有償運送を実施するもの。

補助の内容
<対象経費>
公共交通空白地有償運送に必要な経費
<補助率・上限額>
運送に必要な経費に5分の3を乗じて得た額又は必要経費から利用者運賃等を控除した額のいずれか低い額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
公共交通空白地有償運送の運行開始前までに、事業計画承認申請書と補助金交付申請書を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助期間＝令和6年4月～令和7年3月> 6年4月 運行事業計画認定申請書、交付申請書を提出 6年4月～7年3月 空白地有償運送の運行を実施 7年3月頃 運行実績に基づき交付申請書を提出、交付決定及び額の確定 7年4月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和5年度】1事業者、1,000千円 【令和4年度】1事業者、1,089千円 【令和3年度】1事業者、1,010千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票⑩】

自治体名	事業名称
庄原市	⑩：ＪＲ利用促進事業補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												鉄道利用者

補助の目的
市内の芸備線の利用団体に対し、予算の範囲内で庄原市芸備線利用助成金を交付し、芸備線の利用促進を図る。

補助の要件
助成の対象となる団体は、市内に住所を有する者を含む４人以上のグループとする。 助成の対象となる区間は、次に掲げる区間とする。 （１）三次駅から備中神代駅までの芸備線の区間 （２）木次駅から備後落合駅までの木次線の区間 （３）新見駅から備中神代駅までの伯備線の区間 市内の駅を出発駅又は到着駅としない場合は、助成の対象としない。 助成金は、他の補助金との併用はできないものとする。

補助の内容
<対象経費> 助成の対象となる経費は、助成対象区間（助成対象区間を越えて利用した場合は、助成対象区間に限る。）において助成対象団体が片道又は往復乗車に要した普通旅客運賃とする。
<補助率・上限額> 助成対象経費の３分の２の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、３万円を限度とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
申請書の提出期限は、芸備線を利用した日から10日を経過する日又は利用日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とする。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和６年度の補助期間＝令和６年４月～令和７年３月> ６年４月～７年３月　利用に応じて随時交付申請書提出、交付決定・確定、入金

補助事業の活用実績
【令和５年度】乗車人数511人、237千円 【令和４年度】乗車人数315人、221千円 【令和３年度】乗車人数276人、228千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課芸備線対策係 電話：0824-73-1171
------	--

【個票⑩】

自治体名	事業名称
庄原市	⑩：ＪＲ芸備線・高速バス割引事業補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●				●				

補助の目的
公共交通の利便性の向上を図ることで、自家用車等からの公共交通への利用転換を図り、公共交通の利用者を増加させるため、芸備線と高速バスがセットになった企画乗車券の販売事業に対し、経費の一部を支援する。

補助の要件
備後庄原駅～広島駅間の芸備線片道乗車券と高速バス片道乗車券（各１枚）がセットになった企画乗車券の販売事業に対し、経費の一部を支援する。

補助の内容
<対象経費>
乗車券補助及びチケット・チラン印刷費
<補助率・上限額>
乗車券補助：840円×販売枚数 チケット・チラン印刷費：実費分
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
販売開始前までに、補助金交付申請書を提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和６年度の補助期間＝令和６年７月～令和７年３月> ６年７月 交付申請書を提出、交付決定販売開始 ７年３月 実績報告書の提出、交付確定 ７年４月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和５年度】販売枚数231枚、228千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課地域交通係 電話：0824-73-1156
------	---------------------------------------

【個票⑫】

自治体名	事業名称
庄原市	⑫：ＪＲ通学定期券購入補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												鉄道利用者

補助の目的
西日本旅客鉄道株式会社が発売する通学定期券の発行を受けている者の保護者に対し、通学定期券の購入費用の一部を助成することにより、芸備線の通学利用促進を図るとともに、鉄道通学の利用状況とニーズを把握する。

補助の要件
西日本旅客鉄道株式会社から芸備線の区間に係る通学定期券の発行を受けていること。 庄原市が鉄道通学の利用状況やニーズを把握するために、交付申請時において実施するアンケート調査に回答すること。

補助の内容
<対象経費>
助成の対象となる経費は、次のいずれにも該当する通学定期券の購入費用とする。 （１）通学定期券の有効期間の始期が前条の助成対象期間内であること。 （２）通学定期券を利用して通学する助成対象者のものであること。 （３）芸備線の区間に係るものであること。（ただし、市内の駅を出発駅又は到着駅としない場合は、助成の対象としない。）
<補助率・上限額>
期間が６カ月の通学定期券 助成対象経費に10分の３を乗じて得た額（100円未満は切捨て） 期間が３カ月の通学定期券 助成対象経費に10分の２を乗じて得た額（100円未満は切捨て） 期間が１カ月の通学定期券 助成対象経費に10分の１を乗じて得た額（100円未満は切捨て）
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
助成対象通学定期券の有効期間満了日から満了日の２月後までに申請。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和６年度の補助期間＝令和６年４月～令和７年３月> 令和４月～令和７年３月 定期券の期間に応じて、随時交付申請書提出、交付決定・確定、入金

補助事業の活用実績
令和６年度からの補助事業

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：生活福祉部地域交通課芸備線対策係 電話：0824-73-1171
------	--

【個票⑬】

自治体名	事業名称
庄原市	⑬：スクールバス運行委託

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												交通事業者（スクールバス・スクールタクシー）

補助の目的
学校の統廃合により遠距離通学となった児童生徒の通学手段の確保のため、事業者にスクールバスの運行を委託する。

補助の要件
運行管理業務委託仕様書の業務が可能な事業者

補助の内容
<対象経費>
運行にかかる諸経費
<補助率・上限額>
予定価格による
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
当該年度の運行委託契約を行う

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の委託期間＝令和6年 4 月～令和7年3月> 6年 4 月 運行委託契約 6年 4月～7年3月 運行実績報告書に基づき委託料を支出 7年 3 月頃 精算事務

補助事業の活用実績
【令和5年度】135,883千円 【令和4年度】112,407千円 【令和3年度】141,046千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
一部路線については市営バスを通学に利用していることから、生活福祉部門と支出額を按分している。

備考

問合せ先	部署：教育部教育総務課学校管理係 電話：0824-73-1186
------	-------------------------------------

【個票⑭】

自治体名	事業名称
庄原市	⑭：通学補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												バスまたは汽車通学の児童生徒 自家用車・自転車通学の児童生徒

補助の目的
小学校又は中学校へ遠距離通学する児童又は生徒の保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助の要件
小学校通学補助金 ・バス又は汽車通学：通学距離片道 4 km以上の児童の保護者 ・自家用車通学 ：通学距離片道 4 km以上の児童の保護者（ただし通学距離の1/2以上を自家用車で通学する場合に限る） 中学校通学補助金 ・バス又は汽車通学：通学距離片道4km以上の生徒の保護者 ・自転車通学 ：通学距離片道4km以上の生徒の保護者 中学校寄宿舎生徒帰宅補助金 ・中学校寄宿舎利用生徒の保護者

<対象経費>
小学校通学補助金 ・バス又は汽車通学：乗車する区間の定期券相当額 ・自家用車通学 ：通学距離に応じた上限額 中学校通学補助金 ・バス又は汽車通学：乗車する区間の定期券相当額 ・自転車通学 ：通学距離に応じた上限額 中学校寄宿舎生徒帰宅補助金 ・乗車する区間の運賃相当額

<補助率・上限額>
小学校通学補助金 ・バス又は汽車通学：通学用定期券相当額 ・自家用車通学 ： 4 km以上 6 km未満は600円/月、6 km以上 8 km未満は800円/月、8 km以上は1,000円/月 中学校通学補助金 ・バス又は汽車通学：通学用定期券相当額 ・自転車通学 ： 4 km以上 6 km未満は500円/月、6 km以上 8 km未満は600円/月、8 km以上は700円/月 中学校寄宿舎生徒帰宅補助金 ・帰宅に要する往復乗車料金相当額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
交付を希望する保護者は、学期開始前に学校長へ交付申請書兼委任状を提出する。 学校長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付申請調書を作成し、教育委員会に提出する。 教育委員会はその内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書により学校長に通知する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<市教委の事務の流れ> ①保護者および学校から、学期開始前に交付申請書兼委任状および交付申請調書を受理する。 ②補助金交付開始前に交付決定通知書を送付する。 ③概算払により補助金を支給する（バス又は汽車の場合学期開始月、自家用車・自転車の場合学期終了後）。 ④学期終了後に学校から実績報告書を受理し、交付確定通知書を送付する。 ⑤精算する。

補助事業の活用実績
【令和 5 年度】17,575千円 【令和 4 年度】20,197千円 【令和 3 年度】22,541千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：教育部教育総務課学校管理係 電話：0824-73-1186
------	-------------------------------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
大竹市	25,741人	78.7km2	327.2人/km2	9,332人	2,717人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：地域公共交通整備事業	②：遠距離通学支援事業			
予算額【千円】	181,944	21,063千円			
財源内訳【千円】	国：70,218 県：10,998 その他：60,211	一般財源 20,117千円 基金繰入金 946千円			
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
大竹市	①：地域公共交通整備事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●	●				●			

補助の目的
市民の移動環境を確保・維持するため、こいこいバス、大竹・栗谷線バス、坂上線バス、乗合タクシーの運行経費を負担し、谷和・広原地区タクシーや離島航路の補助を行います。 乗合タクシーについては、地域や利用者の意見を取り入れながら利便性向上を図ります。 また、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した持続可能な移動手段を確保し、将来にわたり誰もが快適に外出ができ暮らしやすいまちを構築していくため、地域公共交通計画を策定します。 今後も継続して事業を実施するため、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として、公共交通活性化基金に積み立てを行います。

補助の要件
・バスや乗合タクシーの運行経費から運賃等収入を差し引いた赤字部分を補填する。 ・タクシーの運行経費から利用者負担額を差し引いた赤字部分を補助する。 ・阿多田～小方航路の運航経費から収益を差し引き、さらに国庫補助分（直接、運行事業者に入る）を差し引いた赤字部分を補填する。

補助の内容
<対象経費>
・バスの運行に要した経費 ・タクシーの運行に要した経費 ・阿多田～小方航路の運航に要した経費
<補助率・上限額>
・バスの運行に要した経費－運賃等収入 ・タクシーの運行に要した経費－利用者負担額 ・阿多田～小方航路の運航に要した経費－運航収益－国庫補助
<要綱等詳細情報URL>
なし

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：市民生活部自治振興課 電話：0827-59-2142
------	----------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
大竹市	②：遠距離通学支援事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●		●			

補助の目的
対象の地域に居住している児童生徒の通学を支援するため。

補助の要件
対象の地域の児童生徒及びその保護者。

補助の内容
<対象経費>
①阿多田地区の児童生徒の乗船定期券 ②学校統合の行われた地域の児童生徒が通学するためのスクールバス運行委託費及びスクールバス維持管理費 ③学校統合の行われた地域の児童生徒が通学するためのスクールタクシー使用料 ④阿多田地区から通学している高校生の通学支援及び阿多田地区外に居住する場合の生徒等の居住費
<補助率・上限額>
①フェリー定期券の支給 ④通学費及び居住代の合計額（上限94,580円）
<要綱等詳細情報URL>
なし

エントリー方法
個別に調整

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：総務学事課 電話：（0827）59-2184
------	------------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
東広島市	190,516人	635.2km2	300.0人/km2	47,189人	26,119人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
本市の中枢を担う都市拠点においては、拠点内に位置する広島大学と本市が一体となったまちづくり「東広島市次世代学園都市構想」を推進しており、学園都市としてイノベーション創出を支援する交通の円滑化と安定的な移動が保障されたモビリティのリ・デザインが進められている。 郊外部では人口の減少と高齢化の進行により地域の担い手層が減少しており、持続的な公共交通に向けて検討が進められている。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：地域公共交通運行補助金	②：バス運行対策費補助金			
予算額【千円】	41,497千円	187,968千円			
財源内訳【千円】	一般財源33,914千円 国補助（地域内フィーダー系統 確保維持費国庫補助金） 7,583千円	一般財源187,626千円 県補助（市町等運行路線再編 促進費補助金）342千円			
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容
・運行主体として地域公共交通を運行している地域住民組織への伴走支援 ・公共交通の利用促進活動

【個票①】

自治体名	事業名称
東広島市	①：地域公共交通運行補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												地域の任意団体

補助の目的
市内の交通の不便な地域における住民の生活利便性の向上を図るため、当該地域の住民団体が主体となって地域公共交通を運行する事業（以下「地域公共交通運行事業」という。）及び、住民団体が主体となって運行する地域公共交通を維持するために必要な団体運営費（以下「団体運営費」）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。

補助の要件
補助対象事業である地域公共交通を運行する事業（以下「地域公共交通運行事業」）の要件として、原則として次の各号に掲げる基準を全て満たしていること。 ○一般乗合旅客自動車運送による地域公共交通運行事業 （１） 既存バス路線事業者及びタクシー事業者との調整ができていること又はできること （２） 特定の組織でなく、公益に資する運行であること （３） 地域公共交通事業の運営全般を対象となる住民団体が担っていること。 （４） 実証運行を１年間実施していること又はする見込みであること （５） 利用促進活動を恒常的にを行っていること （６） 運賃収入に国及び県の補助金、地元負担金等を加えた額を、運行経費で除した割合が３０％以上であること ○一般乗用旅客自動車運送による地域公共交通運行事業 （１） 既存バス路線事業者及びタクシー事業者との調整ができていること又はできること （２） 特定の組織でなく、公益に資する運行であること （３） 地域公共交通運行事業の運営全般を対象となる住民団体が担っていること。 （４） 実証運行を実施していること又はする見込みであること （５） 利用改善活動を恒常的にを行っていること （６） 利用者及び地元の負担金等を加えた額が、一般乗用旅客自動車運送による運賃（以下「タクシー運賃」という。）の１０％以上であること

補助の内容
<対象経費> （１） 事業費補助 ・地域公共交通運行事業に係る運行委託料又は運行費用 ・地域公共交通運行事業に係る導入準備金 （２） 団体補助 ・地域公共交通運行事業に係る団体運営費
<補助率・上限額> （１） 一般乗合旅客自動車運送による地域公共交通運行事業に係る運行委託料 運行経費から運賃収入・国及び県からの補助金を差し引いた額で、運行経費の１００分の７０を超えない額とする。 ただし、実証運行期間については、運行経費のうち、運賃収入・国及び県からの補助金を差し引いた全額とする。 （２） 地域公共交通運行事業に係る導入準備金 全額とする。ただし、地域公共交通運行事業の維持及び住民団体自らが行う利用促進活動等に資する経費として適当と認められないものは除く。 （３） 地域公共交通運行事業に係る団体運営費 全額とする。ただし、地域公共交通運行事業の維持及び住民団体自らが行う利用促進活動に資する事務的経費等として適当と認められないものは除く。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
様式に必要事項を記載し書面で申請
スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和６年度 ６年 ４月～交付申請→交付決定→概算払 ７年 ３月 実績報告→額の確定→精算（予定）

補助事業の活用実績
令和５年度：４件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考
問合せ先 部署：東広島市地域振興部地域政策課 電話：０８２－４２０－０４０１

【個票②】

自治体名	事業名称
東広島市	②：バス運行対策費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
国・県における生活交通確保のための地方バス補助制度が、原則広域的・幹線の路線を対象とし、市民の生活に必要なバス路線の維持は市町村が主体的に判断する必要性が生じている現状に堪がみ、国・県と適切な役割分担を図りつつ、生活交通路線として必要なバス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって市民の生活交通手段を確保することを目的とする。

補助の要件
(１) 第１種生活交通路線 国補助金交付要綱第６条第１項第１号の要件に適合する系統をいう。 (２) 第２種生活交通路線 県要綱第２条第１号(1)に規定する路線をいう。 (３) 第３種生活交通路線 県要綱第２条第１号(2)に規定する路線をいう。ただし、市が運行を委託する地域公共交通は除くものとする。 (４) 第４種生活交通路線 地域住民の生活に必要な旅客自動車運送の確保のために維持・確保が必要なバス路線として市長が認め、かつ、次に掲げるすべての要件を満たす路線をいう。 ア 本市と他の市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成１３年３月３１日における関係市町村の状態に応じて決定する。 イ 第１種生活交通路線、第２種生活交通路線及び第３種生活交通路線に該当しないもの。 (５) 第５種生活交通路線 地域住民の生活に必要な旅客自動車運送の確保のために維持・確保が必要なバス路線として市長が認め、かつ、次に掲げるすべての要件を満たす路線をいう。 ア 本市の区域内のみで運行しているもの。ただし、この要件成否の決定は、平成１３年３月３１日における関係市町村の状態に応じて決定する。 イ 第３種生活交通路線に該当しないもの。 (６) 第６種生活交通路線 東広島市地域公共交通網形成計画（地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条に定める地域公共交通網形成計画に位置付けられ、かつ、次のいずれかの要件を満たす路線をいう。 ア 中心市街地における来街者の回遊性の向上、にぎわいの創出に寄与する路線として開設されたもので、かつ、旅客自動車運送の確保のために維持・確保が必要なバス路線として、市長が認めるもの。 イ 西条駅前から広島大学に至る一体と広島空港を結ぶ路線として開設されたもので、かつ、旅客自動車運送の確保のために維持・確保が必要なバス路線として、市長が認めるもの。

補助の内容
<対象経費>
○生活交通路線維持費補助金 各補助対象路線の補助対象経費は、別表（東広島市バス運行対策費補助金交付要綱）第２に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。 ただし、広島県バス運行対策費等補助金交付要綱において、補助対象経費の算定方法に特例が設けられた場合は、その例に準じて算定する。 ○その他政策上特に必要な補助金 市域の変更等の特段の理由により新規に開設された路線の開設経費等、市長が政策上必要と認める経費の全部又は一部
<補助率・上限額>
○生活交通路線維持費補助金 各補助対象路線の本市補助対象額は、別表（東広島市バス運行対策費補助金交付要綱）第３に定める額とする。 ○その他政策上特に必要な補助金 新規に開設された路線の開設経費等について市長が認めるものとする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
様式に必要事項を記載しメールで申請

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
令和６年度 11月 申請→交付決定→概算払 3月 変更申請→額の確定→支払い（予定）

補助事業の活用実績
令和５年度：２件

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考	
問合せ先	部署：東広島市地域振興部地域政策課 電話：０８２－４２０－０４０１

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
廿日市市	116,025人	489.5km2	237.0人/km2	36,482人	14,999人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
本市では、鉄道、航路や民間路線バス、市自主運行バス、タクシーのほか、地域主体で運行している生活交通の役割分担、連携により、地域公共交通ネットワークを構築しています。地域公共交通ネットワークは、立地適正化計画に位置づけている拠点と拠点、拠点と居住地を結ぶという考え方により、まちづくりと連動させながら構築しています。 少子高齢化、人口減少が進む中で、新規需要の獲得、高齢者の移動手段の確保、利用実態に応じた最適な運行形態の導入、市自主運行バスに係る適正な財政支出の増加が課題となっています。こうした課題を踏まえ、市民に必要とされ、誰もが利用しやすい地域公共交通をめざし、多様な主体との協働により、新たな価値を創造しながら、住民、通勤・通学者等の身近な移動手段となる地域公共交通ネットワークを構築し、人々の暮らしを支えていくとしています。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：民間バス運行維持事業 （①生活交通路線確保維持費補助金、②廿日市市バス運行対策費補助金）	②：宮島航路運行維持事業 （補助事業なし）	③：自主運行バス運営事業 （補助事業なし）	④：地域主体型交通運行支援事業 （①廿日市市自家用有償旅客運送補助金、②廿日市市地域主体型互助運送補助金）	⑤：地域公共交通再編事業
予算額【千円】	110,626千円	33,000千円	211,016千円	6,379千円	7,725千円
財源内訳【千円】	2,000千円		11,397千円	4,500千円	
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容
補助申請書類作成、再編等に伴うダイヤ検討、調整、許可申請等手続き等運行及び運行管理以外の全般

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
廿日市市	116,025人	489.5km2	237.0人/km2	36,482人	14,999人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
本市では、鉄道、航路や民間路線バス、市自主運行バス、タクシーのほか、地域主体で運行している生活交通の役割分担、連携により、地域公共交通ネットワークを構築しています。地域公共交通ネットワークは、立地適正化計画に位置づけている拠点と拠点、拠点と居住地を結ぶという考え方により、まちづくりと連動させながら構築しています。 少子高齢化、人口減少が進む中で、新規需要の獲得、高齢者の移動手段の確保、利用実態に応じた最適な運行形態の導入、市自主運行バスに係る適正な財政支出の増加が課題となっています。こうした課題を踏まえ、市民に必要とされ、誰もが利用しやすい地域公共交通をめざし、多様な主体との協働により、新たな価値を創造しながら、住民、通勤・通学者等の身近な移動手段となる地域公共交通ネットワークを構築し、人々の暮らしを支えてくこととしています。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	⑥：交通バリアフリー推進事業 （廿日市市 L R T システム整備 費補助金）	⑦：自主運行バス購入事業			
予算額【千円】	15,080千円	11,897千円			
財源内訳【千円】		10,600千円			
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容
補助申請書類作成、再編等に伴うダイヤ検討、調整、許可申請等手続き等運行及び運行管理以外の全般

【個票①】

自治体名	事業名称
廿日市市	①：民間バス運行維持事業（①生活交通路線確保維持費補助金、②廿日市市バス運行対策費補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●	●							

補助の目的
① 市民にとって必要不可欠な生活交通路線を確保するため。 ② 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、陸上における地域公共交通の確保・維持を支援することを目的とする。

補助の要件
①② 経常経費と経常収益の差額を限度として、補助対象事業者と協議の上決定

補助の内容
<対象経費> ①② 経常経費と経常収益の差額を限度として、補助対象事業者と協議の上決定
<補助率・上限額> ①② 経常経費と経常収益の差額を限度として、補助対象事業者と協議の上決定
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
① 補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに交付申請書を提出する。 ② 補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに交付申請書を提出する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
① <令和6年度の補助対象期間＝令和5年10月～令和6年9月> 補助対象期間の補助対象系統の運行を実施 7年2月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7年2月頃 交付決定及び額の確定 7年3月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
① 令和3年度 21,524,000円 令和4年度 53,932,000円 令和5年度 33,864,000円 ② 令和3年度 3,687,134円 令和4年度 3,539,478円 令和5年度 1,771,408円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
国の交付金（コロナ臨時交付金等）を活用し、市自主財源の負担減を図った。

備考

問合せ先	部署：廿日市市建設部交通政策課 電話：0829-30-9178
------	------------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
廿日市市	②：宮島航路運行維持事業（補助事業なし）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的

補助の要件

補助の内容

<対象経費>

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票③】

自治体名	事業名称
廿日市市	③：自主運行バス運営事業（補助事業なし）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

補助の目的

補助の要件

補助の内容

<対象経費>

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票④】

自治体名	事業名称
廿日市市	④：地域主体型交通運行支援事業（①廿日市市自家用有償旅客運送補助金、②廿日市市地域主体型互助運送補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●	●	

補助の目的
① 多様化する市民の移動ニーズへの対応にあたり、地域と連携し効率的な公共交通空白地の移動手段を確保するため。 ② 多様化する市民の移動ニーズへの対応にあたり、地域が主体となった運送を支援し、地域の実情に応じた移動手段を確保するため。

補助の要件
① 自家用有償旅客運送を運行する事業者 ② 地域主体互助運送または無償運送を運行する地域自治組織

補助の内容
<対象経費> ① 運送費用から運送収入を差し引いた額 ② 運送費用のうち車両に関する経費の一部
<補助率・上限額> ① 10/10 ② 10/10
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
① 交付申請書を提出する。 ② 交付申請書を提出する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
① <令和6年度の補助対象期間＝令和6年4月～令和7年3月> 6年4月 交付申請書を提出 6年4月 交付決定 7年3月頃 額の確定 7年3月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
① 令和3年度 6,000千円 令和4年度 5,800千円 令和5年度 5,800千円 ②令和3年度 500千円 令和4年度 500千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：廿日市市建設部交通政策課 電話：0829-30-9178
------	------------------------------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
廿日市市	⑤：地域公共交通再編事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

補助の目的

補助の要件

補助の内容

<対象経費>

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票⑥】

自治体名	事業名称
廿日市市	⑥：交通バリアフリー推進事業（廿日市市ＬＲＴシステム整備費補助金）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
								●				

補助の目的
高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため。

補助の要件
広島都市圏ＬＲＴ整備計画に基づき実施されるＬＲＴシステム整備事業で、国の補助金の交付決定を受けた事業のうち、低床式車両の導入にかかる事業

補助の内容
<対象経費>
低床式車両の導入に要する経費のうち、車両本体、車載機器類に要する経費
<補助率・上限額>
補助対象経費の1/12を乗じて得た額以内で、関係市町別の鉄軌道営業キロ比により算出された本市配分割合を乗じた額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
交付申請書を提出する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
①＜令和６年度の補助対象期間＝令和６年４月～令和７年３月＞ ６年６月 交付申請書を提出 ６年７月 交付決定 ７年２月頃 実績報告書を提出 ７年２月頃 額確定 ７年３月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
令和６年度交付決定額 15,080千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
関連する県、市と調整し、補助事業の実施

備考

問合せ先	部署：廿日市市建設部交通政策課 電話：0829-30-9178
------	------------------------------------

【個票⑦】

自治体名	事業名称
廿日市市	⑦：自主運行バス購入事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的

補助の要件

補助の内容

<対象経費>

<補助率・上限額>

<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
府中町	52,642人	10.4km2	5,056.9人/km2	13,040人	7,679人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
府中町の地域公共交通ネットワークは、鉄道利用圏の都市間移動を担うＪＲ（山陽本線・呉線、芸備線）のほか、町内の拠点や居住地と広島市中心部を連絡する幹線路線バス・準幹線路線バス（広島電鉄、広島バス、芸陽バス）があり、別に路線バスを補完することを目的に、町内の拠点と居住地を連絡する町内循環線のコミュニティバス「つばきバス」がある。また公共交通不便地域を解消するフィーダー交通として、デマンドタクシー「うぐいす号」が桜ヶ丘・清水ヶ丘地域を運行している。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：コミュニティバス等運行事業	②：デマンドタクシー運行負担金			
予算額【千円】	45,994千円	2,835千円			
財源内訳【千円】	1,213千円（広島県補助金）	1,800千円 （フィーダー補助金）			
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
府中町	①：コミュニティバス等運行事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
路線バスを補完することを目的に、町内の拠点と居住地を連絡する町内循環線のコミュニティバス「つばきバス」を町が導入しており、委託先の運行事業者の赤字額を負担する。

補助の要件
町が導入したつばきバスに関して、委託先の運行事業者の赤字額を負担する。

補助の内容
<対象経費>
つばきバスの運行経費に関する赤字額
<補助率・上限額>
令和6年度の負担金予算額は34,338千円（予算を超過した場合は予算を補正し支払う）
<要綱等詳細情報URL>
ホームページ等に協定書などを掲載していない。

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
4月～9月、10月～3月の半期ごとの2回に分けて負担金を支払う。

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
令和6年度はPASPYが廃止され、モビリーデイズが導入されるため、車載機の交換費用などを負担金に盛り込んだ。

備考
つばきバスの燃料費や修繕費など、つばきバスの運行に際して発生した実費に関しては燃料会社や修理会社へ府中町が支払っている。

問合せ先	部署：建設部都市整備課 山本 電話：082-286-3181
------	-----------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
府中町	②：デマンドタクシー運行負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
公共交通不便地域を解消するフィーダー交通として、デマンドタクシー「うぐいす号」を桜ヶ丘・清水ヶ丘地域に対して府中町が導入しており、当該系統を維持するために委託先運行事業者へ赤字額を負担金として支払う。

補助の要件
町が導入したうぐいす号に関して、委託先の運行事業者の赤字額を負担する。

補助の内容
<対象経費>
うぐいす号の運行経費に関する赤字額（フィーダー補助金を除く（R6年度180万円と想定））
<補助率・上限額>
令和6年度の負担金予算額は2,835千円（予算を超過した場合は予算を補正し支払う）
<要綱等詳細情報URL>
ホームページ等に協定書などを掲載していない。

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
4月～9月、10月～3月の半期ごとの2回に分けて負担金を支払う。

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
委託先の運行事業者はデマンドタクシーと通常のタクシー業務を兼務しており、また車両も両業務で兼用している。そのためうぐいす号の運行だけにかかった費用を正確には算出できないため、双方協議のうえ、うぐいす号の運行経費を決定しており、それによる予算額が決まっている。

備考
フィーダー補助金はR6年度180万円と想定しているが、予算ベースであり今年度の確定額ではない。またフィーダー補助金は運行事業者に支払われるため、負担金額と相殺する形で処理（府中町の歳入として処理していない）

問合せ先	部署：建設部都市整備課 山本 電話：082-286-3181
------	-----------------------------------

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
海田町	30,840人	13.8km2	2,236.4人/km2	7,258人	4,585人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
広島都市圏の東部に位置し、町の面積は県内市町のうち2番目に小さな自治体である。本町の公共交通は、鉄道・路線バス・町内循環コミュニティバス・タクシー（現在町内に本社又は営業所を置くタクシー事業者はない）で構成されている。自家用車への依存度が高い。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：地域公共交通維持確保事業（地域公共交通ニーズ調査業	②：町内循環コミュニティバス運行負担金	③：海田町バス運行対策費補助金		
予算額【千円】	4,728千円	32,257千円	2,986千円		
財源内訳【千円】					
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
海田町	①：地域公共交通維持確保事業（地域公共交通ニーズ調査業務）

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

補助の目的
次期海田町地域公共交通計画の策定に当たり、必要となる基礎情報の整理

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：海田町 町民生活部 地域みらい課 電話：082-823-9219
------	--

【個票②】

自治体名	事業名称
海田町	②：町内循環コミュニティバス運行負担金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

補助の目的
路線バスが運行されていない交通不便地域について循環バスの運行により利便性を確保する

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
町内循環コミュニティバス運行にかかる経費
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：海田町 町民生活部 地域みらい課 電話：082-823-9219
------	--

【個票③】

自治体名	事業名称
海田町	③：海田町バス運行対策費補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
本町住民にとって必要不可欠な生活交通路線の運行の確保を図るため、乗合バス事業者に補助金を交付するもの

補助の要件
海田町バス運行対策費補助金交付要綱参照

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：海田町 町民生活部 地域みらい課 電話：082-823-9219
------	--

基礎情報（令和6年4月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
熊野町	23,542人	33.8km2	697.3人/km2	8,217人	2,840人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
軌道系の公共交通がない本町においては、バス・タクシーが重要公共交通となっている。しかし、利用者の減少、運転手不足の課題もあり、持続可能な交通の確保が課題となっている。

令和6年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：バス路線補助金				
予算額【千円】	34,526千円				
財源内訳【千円】	34,526千円				
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
熊野町	①：バス路線補助金

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の運行の確保を図るため、乗合バス事業者に補助金を交付する。

補助の要件
補助対象路線は、指定生活交通路線であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 (1) 第 1 種生活交通路線又は第 2 種生活交通路線でないこと。 (2) 当該路線の補助対象期間に運行によって得た経常収益の額が同期間の補助対象経常費用に達していないこと。 (3) 補助金交付の時点で、広島県生活交通対策協議会が定める手続きを経ずに、当該路線を廃止していないこと又は道路運送法第15条の 2 第 1 項に規定する路線の廃止に係る事業計画の変更届を提出していないこと。

補助の内容
<対象経費> 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。
<補助率・上限額> 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の20分の 9 に相当する額を限度とする。
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに町長に提出する

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和 6 年度の補助対象期間＝令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月> 5 年 10 月～6 年 9 月 補助対象系統の運行を実施 6 年 11 月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7 年 3 月頃 交付決定及び額の確定 7 年 4 月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和 5 年度】朝日交通 2 系統、25,027千円 【令和 4 年度】朝日交通 2 系統、17,150千円 広島電鉄 1 系統、23,659千円 【令和 3 年度】広島電鉄 1 系統、19,771千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：住民生活部生活環境課 電話：082-820-5606
------	----------------------------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
坂町	12,680人	15.7km2	808.2人/km2	3,770人	1,703人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
平成 1 4 年度のバス路線の廃止を受け、町が直営で坂町循環バスを運行している。平成 3 0 年度に運行経路の見直し、車両の小型化などを行い、その際に交通空白地域は概ね解消している。 3 路線で 1 日11～12便、月～土曜日に定期定路で運行しており、主に町民の通勤・通学や買い物、通院に利用されており、生活路線として定着し、利用者数は増加傾向である。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：地域公共交通計画策定事業 ※令和 7 年度へ見送り	②：循環バス運営事業	③：通学費補助	④：障害者（児）施設等交通費補助	⑤：福祉タクシー一時利用助成
予算額【千円】	11,720千円	41,273千円	11,337千円	2,795千円	1,399千円
財源内訳【千円】		バス使用料 8,300千円 国補助 2,239千円 県補助 1,841千円	単独	単独	単独
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
坂町	①：地域公共交通計画策定事業 ※令和7年度へ見送り

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

補助の目的
令和2年度に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、現在の地域公共交通会議を法定協議会として位置づけ、同会議において、地域公共交通計画を策定

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：坂町 都市計画課 電話：082-820-1513
------	--------------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
坂町	②：循環バス運営事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
町民の移動手段を確保するため、平成14年度のJRバスの廃止を受け、平成15年度から町による直営で路線バスを運行している。平成30年度から現在の運行形態へ移行し、坂・北新地線、横浜・北新地線、小屋浦・北新地線の3路線を運行している。令和5年度に半年間実施した土曜日運行の試行運行の結果を踏まえ、令和6年度から土曜日の運行を開始した。 また、坂町循環バスを安全に安心して快適にご利用いただく一環として、平成ヶ浜二丁目バス停の上屋とベンチを設置

補助の要件
町による直営

補助の内容
<対象経費>
運賃収入、国・県からの補助を除く全額を町が負担
<補助率・上限額>
運賃収入、国・県からの補助を除く全て
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票③】

自治体名	事業名称
坂町	③：通学費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												小・中学生

補助の目的
町立小・中学生の通学費用の補助（JR定期券・坂町循環バス回数券の支給）

補助の要件
町立小・中学生の児童・生徒で対象地区から登校する者

補助の内容
<対象経費>
JR定期券・坂町循環バス回数券の購入費用
<補助率・上限額>
全額
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票④】

自治体名	事業名称
坂町	④：障害者（児）施設等交通費補助

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												障害者(児)で通勤又は通所している者

補助の目的
障害者(児)の通勤・通所費用補助

補助の要件
障害者(児)で指定の事業所へ通勤又は通所している者

補助の内容
<対象経費>
実費（全額）
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票⑤】

自治体名	事業名称
坂町	⑤：福祉タクシー時利用助成

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
												障害者(児)

補助の目的
障害者へのタクシー利用料の助成

補助の要件
障害者手帳所持者 身体1・2級　精神1・2級　療育　㊤, A

補助の内容
<対象経費>
タクシーチケット　1枚620円×24枚（年間）
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
北広島町	17,105人	646.2km2	26.6人/km2	6,800人	1,634人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
北広島町は人口約1万7,000千人、面積約650km ² で、町内の主な公共交通として、(有)総合企画コーポレーション、(有)大朝交通、壬生交通(株)、(有)八重タクシー、(有)豊平交通により主に町域内を運行する路線バスが運行されている。広島市域と北広島町域を連絡する路線バスは、広島電鉄(株)、広島交通(株)が運行し、近隣市町から乗り入れがある路線バスとして邑南町営バス等がある。 また、路線バスを運行する町内の事業者には(有)浜田屋、ちよだタクシー(株)を加えた交通事業者により運行するホープタクシー（デマンド型乗合バス）があり、高齢者の日常生活の移動手段として、不可欠な地域公共交通の1つとなっている。 多くの町民が移動に自家用車を利用することや、少子化による人口減少によって、公共交通を利用する人は減少傾向にある。しかし、児童・生徒の通学、高齢者や自家用車を利用できない人の通院や買い物など、日常生活を支える交通手段を確保するため、利用実態に応じた公共交通の維持が必要不可欠となっている。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：地方バス路線運行費補助事業	②：地域公共交通M a a S 推進事業	③：代替バス路線維持費補助事業	④デマンドタクシー運行費補助事業	
予算額【千円】	35,932千円	5,456千円	141,876千円	93,048千円	
財源内訳【千円】					
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
北広島町	①：地方バス路線運行費補助事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
バス事業者への生活路線確保のための補助

補助の要件
北広島町バス運行対策費補助金交付要綱に記載

補助の内容
<対象経費>
北広島町バス運行対策費補助金交付要綱に記載
<補助率・上限額>
北広島町バス運行対策費補助金交付要綱に記載
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
補助金の交付を受けようとする会計年度の 12月20日までに交付申請書を提出する。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和5年 10 月～令和6年9月> 5年 10 月～6年 9 月 補助対象系統の運行を実施 6年 12 月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7年 3 月頃 交付決定及び額の確定 7年 4 月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
令和5年度 3事業者 8系統 52,034千円 令和4年度 2事業者 7系統 72,835千円 令和3年度 2事業者 8系統 81,146千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票②】

自治体名	事業名称
北広島町	②：地域公共交通M a a S推進事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	

補助の目的
地域公共交通のD X化を推進するため導入したM a a Sシステム業務委託

補助の要件

補助の内容
<対象経費>
配車システムの保守 運行内容の変更に伴う支援 会議・打ち合わせ等
<補助率・上限額>
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
R5年度 10,817千円 R4年度 1,650千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票③】

自治体名	事業名称
北広島町	③：代替バス路線維持費補助事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の運行の確保のための補助

補助の要件
北広島町バス運行対策費補助金交付要綱に記載

補助の内容
<対象経費>
北広島町バス運行対策費補助金交付要綱に記載
<補助率・上限額>
北広島町バス運行対策費補助金交付要綱に記載
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
北広島町バス運行対策費補助金交付要綱に記載

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
令和5年度 143,630千円 令和4年度 138,880千円 令和3年度 133,002千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票④】

自治体名	事業名称
北広島町	④デマンドタクシー運行費補助事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
					●							

補助の目的
地域住民の社会生活移動ニーズに応えるための補助

補助の要件
北広島町乗合タクシー運行事業補助金交付要綱に記載

補助の内容
<対象経費>
北広島町乗合タクシー運行事業補助金交付要綱に記載
<補助率・上限額>
北広島町乗合タクシー運行事業補助金交付要綱に記載
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
北広島町乗合タクシー運行事業補助金交付要綱に記載

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
令和5年度 89,690千円 令和4年度 88,740千円 令和3年度 89,226千円

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
大崎上島町	6,744人	43.1km2	156.5人/km2	3,139人	545人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
本町の人口は、一貫した減少傾向が継続している。また、世帯当たりの人数も減少傾向にあり、本町における高齢化の進行と相まって、それぞれの家族において生活移動を支え合うことが徐々に難しくなっている状況がある。 将来へ向けて安心して気軽に移動ができる環境を目指し、病院への通院、スーパーなどへの買い物や通学のための交通手段など、暮らしに欠かせない公共交通インフラを充実させる必要がある。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：海上交通運航欠損額補助事業	②：コミュニティバス運行事業	③：地域公共交通再生総合事業	④：過疎地域振興対策事業費	
予算額【千円】	101,758千円	59,913千円	4,593千円	24,277千円	
財源内訳【千円】					
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
大崎上島町	①：海上交通運航欠損額補助事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
									●			

補助の目的
経済活動を支える生活航路を将来にわたって安定的に維持・確保していくことを目的とする。

補助の要件
欠損額の有無

補助の内容
<対象経費>
航路事業者が行う生活航路の運航に要する経費（欠損額）
<補助率・上限額>
予算の範囲内
<要綱等詳細情報URL>
-

エントリー方法
申請書の提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
欠損額の補填

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
現運行事業者への収支見込の確認

備考

問合せ先	部署：企画課 電話：0846-65-3112
------	---------------------------

【個票②】

自治体名	事業名称
大崎上島町	②：コミュニティバス運行事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
										●		

補助の目的
大崎上島町コミュニティバスを効果的かつ効率的に運行管理するため

補助の要件
－

補助の内容
<対象経費>
運行業務に係る経費
<補助率・上限額>
－
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
指定管理者制度による公募

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
年間委託

補助事業の活用実績
－

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署： 電話：
------	------------

【個票③】

自治体名	事業名称
大崎上島町	③：地域公共交通再生総合事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
●												

補助の目的
地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを目的とする大崎上島町公共交通連携協議会に対し補助する。

補助の要件
上記の目的に適うもの

補助の内容
<対象経費>
上記目的に資する経費
<補助率・上限額>
予算の範囲内
<要綱等詳細情報URL>
-

エントリー方法
申請書の提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
地域公共交通計画等、地域の交通の維持確保に資する検討の調査、委託、協議会運営費用

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
事業者との連携

備考

問合せ先	部署：企画課 電話：0846-65-3112
------	---------------------------

【個票④】

自治体名	事業名称
大崎上島町	④：過疎地域振興対策事業費

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
経済活動を支える陸上交通を将来にわたって安定的に維持・確保していくことを目的とする。

補助の要件
欠損額の有無

補助の内容
<対象経費>
運行事業者が行陸上交通の運行に要する経費（欠損額）
<補助率・上限額>
予算の範囲内
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
申請書の提出

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）

補助事業の活用実績
欠損額の補填

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）
対象運行事業者への収支見込の確認

備考

問合せ先	部署：企画課 電話：0846-65-3112
------	---------------------------

基礎情報（令和 6 年 4 月時点）					
自治体名	人口	面積	人口密度	65歳以上人口	15歳未満人口
神石高原町	8,034人	382.0km2	21.0人/km2	3,997人	623人

交通政策の推進にかかる地域課題や特徴
地域公共交通の主な利用者層である高齢者の通院や買い物等の目的地となっている各地区の中心部及び生活圏としての結びつきが強い周辺市との連絡を、路線バスやタクシーを組み合わせながら維持・確保する必要があり、一定程度はふれあいタクシー事業による対応を行っているが、周辺市との連絡については課題解決に至っていない。また、この事業に対しては、国及び県の補助事業で対象となるメニューが無く、単独町費で運行等を行っており財政的な負担は年々大きくなっている。 地域公共交通のもう一つの主な利用者層である高校生（特に、県立油木高等学校へ通学する生徒）の通学手段を維持・確保する必要があり、民間バス、町営バスの運行により対策を行っている。段々と生徒が減る中で、赤字路線を維持するための財政支出も増えており、一般利用者の獲得が急務であるが、中々進んでいない状況である。

令和 6 年度 交通関連事業予算概要（各事業の詳細は個票へ記載ください。）					
事業名称	①：地方バス路線維持事業	②：生活交通機関確保事業			
予算額【千円】	11,160千円	83,050千円			
財源内訳【千円】	（一般）11,160千円	（一般）20,350千円 （起債他）62,700千円			
KPIの設定状況※					

※金銭的な支援の実施にあたり補助対象者へKPIの設定を求めている場合は具体的な指標を記載してください。

その他、非金銭的な支援の内容

【個票①】

自治体名	事業名称
神石高原町	①：地方バス路線維持事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 （自由記述）
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 （タクシー）	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
				●								

補助の目的
地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の運行の確保を図るため、乗合バス事業者に補助金を交付する。

補助の要件
地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために維持・確保が必要な路線として市町が認め、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ア 複数市町村（平成13年3月31日における市町村の状態）にまたがるもの。 イ キロ程が10km以上のもの ウ 1日当たりの輸送量が15人～150人のもの エ 1日当たりの年平均運行回数が3回以上のもの オ 広域行政圏の中心市町への需要に対応して設定されるもの

補助の内容
<対象経費>
地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて得た額
<補助率・上限額>
1／2 ※1日当たりの平日平均運行回数が1回以上のもので、国補助金交付要綱の交付対象路線については、町が当該路線の補助対象経費の額の1／2を補助
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
補助金を受けようとする会計年度の12月20日までに交付申請書等を提出。

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
<令和6年度の補助対象期間＝令和5年 10 月～令和6年9月> 5年 10 月～6年 9 月 補助対象系統の運行を実施 6年12 月 運行実績に基づき交付申請書を提出 7年 3 月頃 交付決定及び額の確定 7年 4 月頃 入金（予定）

補助事業の活用実績
【令和5年度】中国バス 3系統、7,411千円 【令和4年度】中国バス 3系統、6,203 千円 【令和3年度】中国バス 3系統、17,876 千円
予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考	
問合せ先	部署：総務課 電話：0847-89-3330

【個票②】

自治体名	事業名称
神石高原町	②：生活交通機関確保事業

補助対象者												
協議会	地方自治体			交通事業者						自家用有償旅客運送		その他 (自由記述)
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	路線バス	乗合 タクシー	貸切バス	一般乗用 (タクシー)	鉄軌道	旅客船	交通 空白地	福祉有償	
							●			●		

補助の目的
①ふれあいタクシー事業 ・町内に居住する高齢者等の交通弱者が、タクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上と経済的負担の軽減を図るとともに社会参加を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。 ②町外医療機関通院者支援事業 ・町内に居住する交通弱者が、タクシーを利用して町外医療機関に通院する場合に、その利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 ③運転免許証自主返納支援事業

補助の要件
別添資料参照 ①②③については、個人への利用料金に対しての補助であり、タクシー事業者への直接的な補助とはなっていないが、タクシー利用者増に伴う事業収益にはかなりの影響があるものと思われる。

補助の内容
<対象経費> 別添資料参照
<補助率・上限額> 別添資料参照
<要綱等詳細情報URL>

エントリー方法
随時、本庁及び支所窓口により

スケジュール（目安として直近年度の状況を記載）
年間通じ

補助事業の活用実績
毎月請求及び支払い

予算化にあたり工夫した点（他部署や事業者との連携、議会や関係者との調整等）

備考

問合せ先	部署：総務課 電話：0847-89-3330
------	---------------------------